

職員の給与等に関する報告

平成 25 年 10 月

三重県人事委員会

(写)

人委第 1 1 3 号

平成25年10月10日

三重県議会議長 山本 勝 様

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県人事委員会

委員長 飯田 俊司

職員の給与等に関する報告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事行政について別紙のとおり報告します。

目 次

第1	職員の給与に関する報告	1
I	職員の給与を決定する諸条件等	1
1	職員の給与	1
2	民間従業員の給与等の調査	1
3	職員の給与と民間従業員の給与との比較	3
4	物価及び生計費等	5
5	国家公務員の給与に関する人事院報告	6
II	職員の給与に関する見解	8
1	本年の民間給与との較差に基づく給与改定	8
2	給与制度の改正等	9
3	勤務実績の給与への反映	9
第2	人事行政に関する報告	11
1	公務員制度改革に関する状況	11
2	高齢期の雇用問題	12
3	人材の確保・育成	13
4	総勤務時間の縮減	15
5	男女共同参画社会の実現への取組	16
6	健康対策の推進	18
第3	適正な給与の確保の要請	20

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきました。その概要は、次のとおりです。

第1 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成25年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教員等を含めた職員の数は、21,106人（再任用職員を除くと21,011人）でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等10種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、405,581円（同406,123円）でした。

このうち、公民比較の基となる行政職給料表の適用を受けている者は、4,958人（同4,924人）であり、その平均給与月額は、389,179円（平均年齢43.2歳）（同390,038円（平均年齢43.1歳））でした。

（注）再任用職員には、短時間勤務の者は含まれていない。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、対象となった778の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽

出した 165 事業所を対象に実施しました。調査に当たっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22 職種 5,769 人）に対して、本年 4 月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における春季給与改定状況、雇用調整の実施状況等について実地により、詳細に調査を行いました。併せて、研究員、医師等（56 職種 808 人）についても、同様の調査を行いました。

なお、「職種別民間給与実態調査」においては、これまで調査対象産業としてこなかった「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等の産業を含めることとし、本年調査から対象を全産業に拡大して実施しました。これに伴い、調査対象は、昨年比 18 事業所増加しています。

（2）調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりでした。

ア 本年の給与改定の状況

（ア）給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）で見ると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 74.9%（昨年 67.3%）、ベースアップを実施した事業所の割合は 6.5%（同 9.1%）、ベースアップを中止するなどの給与抑制措置を実施している事業所の割合は 18.6%（同 23.6%）でした。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 79.8%（昨年 84.8%）でした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 20 表、第 21 表 参照）

（イ）初任給の状況

初任給の状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 25.8%（昨年 24.0%）、高校卒では 22.8%（同 20.3%）となっており、そのうち大学卒で 97.3%（同 79.2%）、高校卒で 95.3%（同 86.8%）の事業所で、初任給は据置きとなっていました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 15 表 参照）

イ 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は27.8%（昨年23.4%）となっていました。

雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制、残業の規制、部門の整理閉鎖・部門間の配転、事務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換となっていました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第19表 参照）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

（1）月例給

ア 公民給与の較差

「平成25年人事統計調査」及び「平成25年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあってはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、その較差を算出しました。

なお、本年4月現在において、公立学校の管理職員に対して給与の減額措置が実施されていますが、民間従業員の給与と比較する職員の給与については、人事委員会勧告制度に基づく本来支給されるべき職員の給与水準を基に比較することが適当であることから、当該措置による減額前の職員の給与を基準として比較を行いました。その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均149円（0.04%）下回っていました。

（参考資料 III 公民比較関係資料 参照）

公民給与の較差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	392,856 円
職員（行政職）の給与 (B)	392,707 円
較 差 (A)-(B)	149 円 (0.04%)

- (注) 1. (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当（時間外勤務手当）等の「所定外給与」を除いたものです。
2. (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者 4,924 人（再任用職員を除く）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた 4,860 人です。
3. 本年4月現在において公立学校の管理職員に対して実施されている給与減額措置による減額後の職員の給与は 392,414 円であり、これをもとに民間従業員の給与（392,856 円）と比較すると、職員の給与が民間従業員の給与を 442 円（0.11%）下回っています。

イ 民間事業所における諸手当の状況

(ア) 扶養（家族）手当

扶養（家族）手当の平均支給月額、配偶者のみの場合は 13,215 円、配偶者と子 2 人の場合は 25,181 円となっており、職員の現行支給月額とおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第 16 表 参照)

(イ) 住居（住宅）手当

住居（住宅）手当の支給状況は、借家・借間居住者に対して手当を支給している民間事業所における最高支給月額の中位階層は、27,000 円以上 28,000 円未満となっており、職員の現行支給月額とおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第 17 表 参照)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間支給月数(3.95月)とおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第18表 参照)

4 物価及び生計費等

総務省統計局及び県統計課による本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べると全国・津市ともに0.7%下落していました。なお、県内5市(津市、松阪市、桑名市、伊賀市、尾鷲市)の平均についても、0.7%下落していました。

本年4月における勤労者世帯の消費支出(総務省統計局の家計調査)は、昨年4月に比べ全国で名目0.4%の増加、津市で名目1.4%の増加となりました。また、本委員会が家計調査を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ176,960円、203,590円及び230,200円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査(パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上)」(県統計課)によれば、本年4月の「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ0.8%増加していました。

本年4月の三重県の有効求人倍率(三重労働局)は、0.93倍(昨年4月0.90倍)(全国0.89倍(厚生労働省))となっており、また本年4～6月期の三重県の完全失業率(モデル推計値、総務省統計局)は、3.3%(昨年同期3.5%)(全国4.2%)でした。

〔 参考資料 IV 生計費関係資料 参照
V 労働経済関係資料 〕

5 国家公務員の給与に関する人事院報告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月時点で、民間給与との比較を行った結果、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく給与減額支給措置による減額前の公務員給与は民間給与を1人当たり平均76円(0.02%)下回っているが、官民給与の較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難なことから、月例給の改定を行わない。

また、特別給についても、公務員の期末・勤勉手当の支給月数(3.95月)は、民間の支給割合(3.95月)と均衡しており、改定を行わない。

(2) 給与制度の総合的見直し等

ア 検討の背景と問題意識

平成17年に給与構造改革に関する勧告を行ってから本年ですでに8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激な変化を続けており、国家公務員の給与についても、一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている。

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度を総合的に見直していくこととする。

イ 具体的な検討課題

(ア) 組織形態の変化への対応

民間企業における組織のフラット化等による職制の簡素化に対応するため、基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)の間に位置づけられる従業員について、来年から官民の給与比較の対象とする方向で検討を進める。

(イ) 地域間の給与配分の在り方

地域における官民給与の実情を踏まえ、適正な給与配分を確保する観点から、更なる給与配分の見直しについて検討を進める。

(ウ) 世代間の給与配分の在り方

世代間の給与配分を更に適正化する観点から、民間賃金の動向も踏まえ、前記（イ）の地域間の給与配分の見直しと併せて、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討を進める。

(エ) 職務や勤務実績に応じた給与

①人事評価の適切な実施と給与への反映

職員の能力、実績を的確に評価し、処遇に反映していくことが、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点から重要であり、下位の評語の付与を含め実情に即した適切な人事評価を行うことが肝要である。

また、長期で見た昇給効果や俸給表の号俸間の給与水準の差等との関係について検証を行いながら、昇給の効果の在り方等について検討を行う。

②諸手当

職員の職務や勤務実績に応じた手当や地域に関連する手当等の諸手当についても、公務における勤務の実態や民間における手当の状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院報告は前記 I のとおりですが、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有するものであり、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本にしています。労使交渉によってその時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間従業員の給与水準に合わせて職員の給与を決定するという方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応させることを基本として、国や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しながら、民間従業員の給与水準との均衡を図るよう勧告及び報告を行っています。

(2) 月例給及び特別給（期末・勤勉手当）

本年においては、I の 3 の (1) のとおり、公立学校の管理職員に対して実施されている給与減額措置による減額前の職員の給与が民間従業員の給与を下回ることとなりましたが、給料表については公民較差が小さく、全体の均衡を考慮した適切な改定を行うことが困難であること、諸手当については民間事業所の支給状況とおおむね均衡していることから、月例給の改定を見送ることとします。

また、特別給である期末・勤勉手当については、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合とおおむね均衡していることから、現行どおりの支給月数とします。

2 給与制度の改正等

(1) 昇給制度

国においては、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑えるため、平成26年1月1日から、55歳を超える職員（行政職俸給表（二）及び医療職俸給表（一）は57歳を超える職員）は、標準の成績では昇給しないこととし（現行は2号俸の昇給）、特に良好の場合は1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制することとしています。

本委員会は、高齢層職員の人事管理の実態や、人事院における給与制度の総合的見直しの状況、国や他の都道府県における昇給制度の見直しの実施状況等を踏まえ、その取扱いについて引き続き検討していきます。

(2) 対応すべき課題

人事院は、Iの5の(2)のとおり、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進めることとしています。

本委員会においても、人事院の検討状況等を踏まえ、必要な対応を行うこととします。

また、時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の計算方法については、これまで国に準じた取扱いとしてきましたが、他の都道府県の状況等を踏まえ、その取扱いを見直す必要があります。

3 勤務実績の給与への反映

本県では、平成24年度から平成27年度までを取組期間とする「三重県行財政改革取組」の中で、「人づくりの改革」を進めることとしており、具体的な取組の1つとして「勤務評価制度の検証と構築」を掲げ、管理職員に係る勤務評価制度を適切に運用するとともに、現在試行している県職員育成支援のための評価制度の定着・施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組んでいます。

勤務成績に基づく新たな昇給制度及び勤勉手当に勤務実績をより反映し得る仕組みについては、国ではすでに定着してきており、また他の都道府県においても導入が進んできていることから、本県においても、早期の構築・導入に向けた取組をより一層進めていく必要があります。

第2 人事行政に関する報告

社会経済情勢が急激に変化する中、公務員制度改革の議論が進められるとともに、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、平成26年4月からの雇用と年金の接続が喫緊の課題となるなど、地方公務員を取り巻く環境は、大変厳しくかつ変革の時を迎えています。

本県においては、「みえ県民力ビジョン」の2年目に入り、同行動計画等に示した取組を着実に推進し、県民に一層の成果を届けていくとしています。

このような中、職員は、県民からの信頼を得られるよう、高い使命感と倫理観を持つことはもちろんのこと、複雑化、困難化する行政課題や時代の変化に的確に対応できる高い能力と意欲、専門性を持つことが必要です。

そのため、多様で有為な人材の確保、職員の能力の向上に努めるとともに、勤務条件の改善や業務環境の整備に取り組むことにより、職員の意欲を高めながら、能力を最大限に発揮できるようにしていくことが求められています。

これらのことを踏まえ、人事行政に関する主な課題について、次のとおり報告します。

1 公務員制度改革に関する状況

国家公務員制度改革推進本部は、本年6月、「今後の公務員制度改革について」を決定しました。この決定において、政府は、平成21年に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案（以下「平成21年法案」という。）」を基本として、機動的な運用が可能な制度設計について検討を進め、国家公務員制度改革関連法案を国会に提出し、平成26年春に内閣人事局を設置することをめざすとしています。

これに対し、人事院は、本年8月、「国家公務員制度改革等に関する報告」において、国家公務員制度改革のこれまでの経緯を振り返り、その基本認識を示すとともに、今後の検討にあたっての主な論点、留意点等を整理しました。

その中では、平成21年法案に規定されていた内閣人事局の設置と人事院の機能移管に関して、人事行政の公正の確保の観点から、任用の基準、採用試験等については、これまでどおり、中立・第三者機関が担うべきであるとしています。

また、自律的労使関係制度については、これまで提起した論点を含め、十分な議

論が行われておらず、未だ国民の理解は得られていない状況にあると考えるとして
います。

地方公務員制度改革については、昨年 11 月に協約締結権付与、人事委員会勧告
制度の廃止に加え、能力・実績に基づく人事管理の徹底等を内容とする関係法案が
国会に提出されましたが、同月の衆議院の解散により、廃案となっています。

公務員制度改革は、職員の勤務条件決定や人事行政の公正確保に大きく関わる事
項であることから、本県においても国の動向を注視しながら、所要の検討を行って
いく必要があります。

2 高齢期の雇用問題

政府は、国家公務員に係る年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金
の接続については、本年 3 月に閣議決定した「国家公務員の雇用と年金の接続につ
いて」によって、現行の再任用制度で年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任
用する方針を決定しました。

人事院は、本年 8 月、「職員の給与等に関する報告」において、閣議決定を踏ま
え、雇用と年金の確実な接続を図るために必要な取組として、「職員の希望等の適
切な把握」「再任用職員が能力・経験をいかせる職務への配置」「再任用に関する職
員からの苦情への適切な対応」「高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の
執行体制の見直し」等を掲げています。

地方公務員についても、本年 3 月、総務副大臣通知により、閣議決定の趣旨を踏
まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置
を講ずるよう要請がありました。その中では、現行の再任用制度を活用し、希望者
をフルタイム職に再任用することを基本としつつ、任命権者において、職員の年齢
別構成の適正化を図る観点からフルタイム職での再任用が困難な場合等において
は短時間勤務の職に再任用することができるとしています。

本県（教育委員会、警察本部を除く。）における再任用は、短時間勤務を基本と
しながらも業務の内容等により、特に必要な場合は、フルタイム勤務としており、
当該職員の知識・経験・資格や希望及び業務運営上の必要性等を総合的に勘案し、
配置しています。制度が開始された平成 14 年 4 月は、21 人（フルタイム勤務 20
人・短時間勤務 1 人）が再任用されましたが、年金（定額部分）支給開始年齢の段

階的引上げに伴い増加し、平成 25 年 4 月 1 日現在では、128 人（新規 34 人・継続 94 人／フルタイム勤務 40 人・短時間勤務 88 人）が再任用されています。そして、平成 26 年 4 月に新規で再任用される職員については、フルタイム勤務、または短時間勤務のいずれかを選択できる制度としていますが、今後、年金支給開始年齢の引上げに伴い、再任用を希望する職員が増加するとともに、フルタイム勤務を希望する職員の割合が増加することも想定されます。

そのため、国、他の地方公共団体、民間企業等の動向も注視しながら、「再任用職員に担当させる職務内容」「高い能力・意欲、高度の専門的知識や豊富な経験を有する職員の活用」「管理職員の能力・経験の活用」「短時間勤務となった職員の雇用と年金の確実な接続」など、高齢期雇用に伴う諸課題に適切に対応する必要があります。

さらに、組織体制・業務など、行政事務の執行体制を必要に応じて見直し、職員の能力・意欲等に基づく人事管理を行うとともに、セミナーの開催など、多様な人生設計が可能となるよう高齢層職員のキャリア支援についても検討する必要があります。

なお、人事院は、「平成 26 年職種別民間給与実態調査」において、再任用職員の給与を把握するとしています。本委員会では、その結果や平成 26 年 4 月以降の再任用の実施状況等もみながら、給与をはじめとする勤務条件について検討していきます。

また、閣議決定では、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続のあり方について改めて検討を行うとしています。地方公務員についても、再任用の実施状況を検証し、国家公務員に係る検討に合わせて、改めて雇用と年金の接続のあり方について検討するとしており、本県においても国の状況を踏まえつつ、検討する必要があります。

3 人材の確保・育成

職員の採用試験については、多様で有為な人材を確保するため、人物重視の試験手法や試験区分の設定など、これまでも様々な見直しを行ってきましたが、今後も引き続き、試験制度の見直しを続けていきます。

また、人材確保が困難な技術系職種など、より幅広い受験者の確保が図られるよ

う引き続き大学等への周知や就職説明会への参加など、受験者確保のための広報活動の充実に努めていきます。

本年9月から法曹有資格者を任期付職員として採用しましたが、今後も複雑化、高度化している行政課題に的確に対応するため、任期付職員採用制度の幅広い活用について検討していく必要があります。

県業務の様々な分野で国際的な交流が進んでいることから、本県においては大学卒業程度試験のA試験において英語の資格加点制度を導入しています。現在、国においては、平成27年度以降に実施する国家公務員採用総合職試験において、実践的な英語能力を測定できる外部の英語試験の活用について検討を進めるとしており、本県においてもグローバル社会に対応した人材の育成について検討されています。こうした状況を注視しつつ、本県の採用試験における英語試験制度のあり方についても検討を進めていきます。

民間企業の就職活動時期については、平成27年度卒業・修了予定者からの後ろ倒しの検討が進められています。国家公務員採用試験の日程等については、政府から人事院への要請を踏まえ、受験者の準備や就職活動への影響を考慮し、平成26年度試験の日程と合わせて周知できるよう検討を行っていくとされています。本県においても国家公務員採用試験の動向を注視しつつ、採用試験の日程等について検討する必要があります。

人材確保の取組に加え、人材育成の取組も一層進める必要があります。昨年12月に策定された「三重県職員人づくり基本方針(以下「人づくり基本方針」という。)」では、めざすべき職員像を「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」と位置づけ、このような人材を育成するため、これまでの「職員の自主性に任せた人材育成」ではなく、組織全体で、より積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組んでいます。

このような考え方を踏まえ、現在、「求められる人材の組織全体での育成」、OJTリーダーの設置等による「仕事を通じた人材育成機能の充実」、「職員の意欲と能力の向上を重視した人事制度」、「ベテラン職員の知識・経験の活用」、新規採用職員トレーナーの複数体制化やジュニアボードの設置等による「若手・中堅職員の能力開発」、「意欲をもって働くことができる職場環境づくり」、「コンプライアンスの確立」等の取組が進められています。これらの効果も検証しながら、人

材育成のための取組を進めていく必要があります。

中でも、職員が将来に希望をもち、常に前向きに仕事ができるよう意欲と能力を維持・向上させることが不可欠であり、そのためには、能力・実績に基づく人事管理はますます重要となります。「三重県行財政改革取組ロードマップ（工程表）」では、平成27年度までに現在試行している育成支援のための評価制度の定着・施行を図るということが示されています。本年4月にも「人づくり基本方針」の内容を反映するなど、これまでの試行の成果・課題を踏まえた見直しを行ってきていますが、早期に定着・施行へとつなげ、能力・実績に基づく任用と処遇に取り組んでいくことが重要です。

また、コンプライアンスの確立については、県民からの信頼は公務運営の根幹であることから、本委員会もこれまでの報告において、度々言及してきました。現在、本県では、職場をあげてコンプライアンスを常に意識して職務を遂行するよう、日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上に向けた取組を重点的に進めています。この取組の効果もみながら、継続的に取り組んでいくことが必要です。

職員は、常に高い使命感と倫理観を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行し説明責任を果たすことにより、県民の信頼に応えていくことが必要です。

4 総勤務時間の縮減

総勤務時間の縮減は、行政サービスの効率的提供、ワーク・ライフ・バランスの実現、健康保持や労働意欲の維持・向上等の観点から大変重要であり、平成24年度は、「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」の実現に向けて、総勤務時間縮減運動の柱として、「業務を見直そう」「定時に帰ろう」「リフレッシュしよう」の3項目を掲げ、労使協働で様々な取組が進められてきました。

具体的な取組としては、「日本一、働きやすい県庁（業務改善）職員提案制度」の実施、「定時退庁強化月間」の設定、「1週間の連続休暇及びメモリアル休暇」の取得促進があります。中でも、「1週間の連続休暇及びメモリアル休暇」の取得促進の取組については、86%の職員が取得予定表を作成し、連続休暇は51%の職員が、メモリアル休暇は43%の職員が取得しました。これらの取組の結果、平成23年度と比較し、職員一人あたりの年次有給休暇等取得時間数は増加し、また、職員一人あたりの総勤務時間数は、わずかながら縮減（平成23年度：1,922時間、平成24

年度：1,916時間）されました。

その一方で、職員一人あたりの時間外勤務時間数は増加傾向にあり、平成24年度は、平成12年度の総勤務時間縮減運動開始以降で最多の時間数（平成12年度：108時間、平成24年度：226時間）となり、年間500時間を超える時間外勤務を行った職員、いわゆる超長時間勤務者数も増加（平成12年度：100人、平成24年度：396人）しています。特に超長時間勤務者は、健康面での問題が生じる可能性が高く、メンタル疾患につながる可能性も指摘されています。

このような状況を踏まえ、総勤務時間の縮減には、引き続き労使が協働して業務運営の効率化や職員・組織間の業務の平準化等による業務の抜本的な見直しと休暇の取得促進の両輪で組織的に取り組む必要があります。

平成25年度は、総勤務時間縮減運動に加え、新たな取組として、「迅速、効率的な事務処理による県民サービスの向上」「事務、行政手続の簡素化による事務コストの削減」「職員の時間外勤務の縮減」をめざして、「仕事リフレッシュ（業務プロセス・手続等の再点検）」の取組が進められています。これらの取組を通じ、慣例にとらわれることなく抜本的に業務を見直すことで、時間外勤務の縮減にもつなげていくことが必要です。

また、休暇の取得促進のためには、1週間の連続休暇、メモリアル休暇等の取組を進めるとともに、休暇を取りやすい職場環境づくりにも一層努めていく必要があります。

今後も労使協働でより効果的な取組を検討しながら、職員一人ひとりの意識を高めるとともに、組織的に総勤務時間の縮減をめざしていくことが必要です。

なお、一般行政部門以外の職場で勤務する職員についてもそれぞれの任命権者において、総勤務時間の縮減に一層努める必要があります。中でも教育職員について、教育委員会はそれぞれの勤務の実情を把握・分析した上で、労使協働で総勤務時間縮減の取組を進める必要があります。

5 男女共同参画社会の実現への取組

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む」とされており、公務における積極的な対応が求められています。

本県においては、「第2次三重県男女共同参画基本計画」を着実に推進するため、平成24年度から平成27年度までを期間とする「第一期実施計画」が策定され、これまでの取組を踏まえて現状や課題を明らかにし、具体的な事業内容や目標値を示して取組を進めています。

女性の登用については、女性職員の意欲・能力を重視した、課長や校長等の管理職への登用、企画・事業実施部門への積極的な配置を行うこととしていますが、依然として管理職への女性の登用状況は横ばい傾向（平成27年度目標：8.7%/平成24年度実績：53人・7.4%、平成25年度実績：54人・7.5%（教育職員、警察職員を除く。))にあります。

今後も、女性職員登用に向け、班長への配置等のステップを踏みながら着実に進める必要があります。そのためにも女性が活躍できる職域の拡大による幅広い職務の経験、多様な能力開発のための研修を行うなど、組織全体の取組によって、女性職員の意欲・能力を引き出し、育成していく必要があります。

男性の育児参加に関しては、「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」における平成26年度時点で目安とする指標は「男性の育児参加休暇取得率100%」及び「男性の育児休業取得率10%」ですが、これに対して平成24年度時点では「男性の育児参加休暇取得率56.2%」「男性の育児休業取得率5.0%」にとどまっています。

今年度の部局長の組織マネジメントシートに男性の育児参加に係る数値目標が盛り込まれ、また、中央労使協働委員会が作成した「育児参画フローシート、育児参画計画書」をそれぞれの所属におけるコミュニケーションツールとしています。所属長が職場のマネジメントに活用することにより、職場全体で支える体制づくりを図る必要があります。

任命権者においては、今後も総勤務時間の縮減に努めるとともに、男女共に仕事と家庭を両立できる職場環境を整備することが必要です。

介護については、休暇等の制度の周知も進んできていますが、介護の状況をより周囲に伝えやすい職場づくりに努め、制度を十分活用し、介護と仕事を両立できる職場環境を整えていくことが大切です。

6 健康対策の推進

職員の健康の保持・増進は、安心して職務に従事し、能力を最大限に発揮するために必要不可欠です。

しかしながら、全国的（都道府県・指定都市）にみると、長期病休者（30日以上又は1か月以上）に占めるメンタル疾患による病休者の割合は、平成13年度は27.0%でしたが、平成23年度は53.6%に増加し、職員全体に占めるメンタル疾患による病休者の割合も、平成13年度の0.47%から、平成23年度は1.19%に増加するなど、メンタル疾患を抱える職員数は増加傾向にあり、本県においても同様の傾向にあると考えられます。例えば、平成24年度、知事部局においては、病気休職者のうち、メンタル疾患に起因する者が約78%を占めています。

一般にメンタル疾患による休職者は復帰までに長期間の療養を要するケースが多く、その間の職場における業務の分担や代替職員の配置など、公務運営への多大な影響も考慮すると、メンタルヘルス対策は最も重要な課題の一つであるといえます。

そのためには、予防・早期発見がまずもって重要です。所属長等の管理監督者をはじめとする周囲の者が職員のこころの不調を早期に発見し、健康相談等につなげることで病気休暇を取得することなく回復しているケースもみられることから、メンタルヘルスに関する研修等を拡充することにより、職場全体で支え合う体制を整備することが重要です。

本年度、本県では、メンタルヘルス対策に関し、これまでの成果や課題も踏まえ、新たな取組を進めています。例えば、知事部局では、考え方の癖を見直し、プラス思考に変えていくことで、コミュニケーション能力を高め、復職後の再発防止を図る「コミュニケーション能力回復事業」が、また、教育委員会では、昨年度実施されたメンタルヘルス基礎研修やメンタル健康診断等の事業を踏まえ、「メンタルヘルスカウンセリング事業」や「働きやすい職場づくり支援事業」が実施されており、これらの取組の効果もみながら、拡充していくことが有効です。

近年、メンタル疾患を抱える者が同時にアルコールに依存しているケースも多く見られることが指摘されています。また、本県では、任命権者の度重なる注意喚起にも関わらず、飲酒運転による処分事例が後を絶ちません。現在、知事部局では、アルコール依存症専門医によるアルコール相談を実施しており、依存症か

らの回復に効果を発揮していますが、本年7月、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」が施行されたことも鑑み、職員についても健康対策はもとより、飲酒運転の撲滅の面からもこれまで以上にアルコール依存症対策に取り組むことが重要です。アルコール依存症は、本人が自認しにくいという特徴が見られるため、周囲の職員が気づき、医療機関等の受診を促すことが効果的と考えられることから、管理監督者を対象とした研修の実施など、アルコール依存症への対処方法を学ぶ機会を設けることが重要です。

さらに、メンタル疾患の発症の一因となりうるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメント対策について、職員一人ひとりが尊重される良好な職場環境づくりのためにも、引き続き組織的に取り組むことが重要です。

今後もメンタルヘルス対策について、一人ひとりが理解を深め、セルフケアに努めるとともに、予防・早期発見、職場復帰、再発防止対策の一連の取組に組織的に取り組むことが必要です。

第3 適正な給与の確保の要請

人事委員会の給与勧告制度は、一般職の職員が労働基本権を制約されていることの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有しています。

本年の人事委員会報告は、月例給について、公民較差が小さいこと等を考慮し改定を見送ることとし、特別給についても、民間とおおむね均衡していることから現行どおりとするものであり、年間給与を前年と同じ水準にする内容となっています。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が自らの能力を高め、困難な仕事に立ち向かうことが強く求められています。

本年も引き続き、特例条例による給与の減額措置が実施され、職員が実際に受ける給与額が本来の給与額よりも相当程度低くなっています。このような中であっても、職員は使命感を持って職務に精励しています。

本委員会はこれまで、昨年的人事委員会勧告や、特例条例案に対する意見において繰り返し表明していますが、こうした給与勧告制度に基づかない給与の減額措置を行うことは、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであり、誠に遺憾であります。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が果たしている役割に対し深い理解を示され、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準を確保されるよう要請します。

参 考 资 料

目 次

I 職員給与関係資料

平成25年人事統計調査の概要	23
第1-1表 総括表	24
第1-2表 総括表（再任用職員を除く）	25
第2表 給料表別、部局別職員数	27
第3-1表 給料表別、部局別給与額	28
第3-2表 給料表別、部局別給与額（再任用職員を除く）	30
第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	32
第5表 給料表別、級別、号給別職員数	34
第6表 給料表別、級別、年齢別職員数	57
第7表 給料表別、級別、学歴別職員数	68
第8表 扶養親族の状況	70
その1 扶養親族数別職員数	70
その2 扶養親族数	70
その3 給料表別平均手当額及び平均扶養親族数	71
第9-1表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等	72
第9-2表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等（再任用職員を除く）	74
第10-1表 給料表別通勤手当の支給状況等	76
第10-2表 給料表別通勤手当の支給状況等（再任用職員を除く）	78
参考1 給料表別退職者等の状況	80
第11表 初任給の状況（代表例）	80

II 民間給与関係資料

平成25年職種別民間給与実態調査の概要	81
第12表 産業別、企業規模別調査対象事業所数	82
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	83
第14表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	84
その1 公民給与比較の職種	84
(1)規模計	84
(2)規模500人以上	87
(3)規模100人以上500人未満	90
(4)規模100人未満	93
その2 その他の職種	96
第15表 初任給の改定状況	97
第16表 扶養（家族）手当の支給状況	97
第17表 住居（住宅）手当の支給状況	97
第18表 特別給の支給状況	98

第 19 表	雇用調整の実施状況	98
第 20 表	給与改定の状況	98
第 21 表	定期昇給の実施状況	99
第 22 表	定期昇給制度の状況	99
第 23 表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	100

III 公民比較関係資料

第 24 表	公民給与の較差	101
参 考 2	行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	101

IV 生計費関係資料

平成25年4月の標準生計費算定方法	102	
第 25 表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）	103
その 1	津市	103
その 2	全国	103
参 考 3	費目別、世帯人員別生計費換算乗数	103

V 労働経済関係資料

第 26 表	労働経済指標	104
--------	--------	-----

VI 経年統計資料

第 27 表	部局別、給料表別職員数の状況	106
第 28 表	給料表別職員数、平均給料、平均年齢及び平均経験年数の状況	108

I 職員給与関係資料

1. 各種委員会事務局とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
2. 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会事務局、県立学校をいう。

平成 25 年人事統計調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2. 調査の時期

平成 25 年 4 月 1 日

3. 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で平成 25 年 4 月 1 日に在職する者

4. 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1 箇月当たりの運賃等の月額、住居の種類、家賃・間代の額及び休職の状況等

5. 調査の方法

連記式の調査表による全数調査とし、本庁各部局、各地域機関等において調査表を作成した。

6. 集 計

電子計算機により集計した。

7. 調査結果の概要

この参考資料第 1 - 1 表から第 1 0 - 2 表までのとおりである。

第1-1表 総括表

区分		給料表										
		行政職	公安職	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	高校等教育職	中小学校教育職	学校栄養職員	特定任期付職員	計
職員数	男	3,632 人 73.3 %	2,795 93.2	181 83.0	31 77.5	103 56.3	9 7.1	2,355 64.3	4,118 46.2	— —	1 100.0	13,225 62.7
	女	1,326 人 26.7 %	204 6.8	37 17.0	9 22.5	80 43.7	117 92.9	1,308 35.7	4,797 53.8	3 100.0	— —	7,881 37.3
	計	4,958 人 100.0 %	2,999 100.0	218 100.0	40 100.0	183 100.0	126 100.0	3,663 100.0	8,915 100.0	3 100.0	1 100.0	21,106 100.0
学歴構成	大学	3,311 人 66.8 %	1,739 58.0	210 96.3	40 100.0	145 79.2	57 45.2	3,490 95.3	8,296 93.1	1 33.3	1 100.0	17,290 81.8
	短大	454 人 9.1 %	124 4.1	8 3.7	— —	38 20.8	66 52.4	98 2.7	618 6.9	2 66.7	— —	1,408 6.7
	高校	1,189 人 24.0 %	1,129 37.7	— —	— —	— —	3 2.4	74 2.0	1 0.0	— —	— —	2,396 11.4
	中学	4 人 0.1 %	7 0.2	— —	— —	— —	— —	1 0.0	— —	— —	— —	12 0.1
平均年齢		43.2 歳	38.2	41.5	41.3	42.5	44.4	44.9	44.1	49.7	64.0	43.2
平均経験年数		21.7 年	17.3	18.3	16.1	18.9	21.6	22.2	21.7	28.7	—	21.1
均扶親族数		1.1 人	1.2	1.3	1.2	0.8	0.4	1.1	0.8	—	—	1.0
平成25年4月の平均給与月額	給料	349,172 円	325,458	376,526	439,310	362,339	364,606	395,124	382,484	374,200	620,000	368,524
	扶養手当	10,875 円	11,805	12,193	11,825	7,262	3,202	10,352	7,371	—	—	9,373
	地域手当	15,058 円	13,650	15,745	73,162	15,083	14,808	16,336	15,853	14,968	24,800	15,532
	管理職手当	8,424 円	2,694	4,913	36,613	7,489	2,398	2,748	6,404	—	—	5,743
	その他	5,650 円	8,664	8,212	317,413	7,071	2,983	5,725	4,948	9,000	—	6,409
	計	389,179 円	362,271	417,589	878,323	399,244	387,997	430,285	417,060	398,168	644,800	405,581

- (注) 1. 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。(第1-2表において同じ。)
2. 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第1-2表、第4表及び第28表において同じ。)
3. 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
4. 給料には、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年三重県条例第10号)附則第8項から第10項及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年三重県条例第32号)附則第7項から第9項の規定による給料の額、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第1-2表、第3-1表、第3-2表、第4表及び第28表において同じ。)
5. その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第1-2表、第3-1表及び第3-2表において同じ。)

第1-2表 総括表（再任用職員を除く）

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,606 人	2,794	180	31	102	9	2,308	4,115	—	1	13,146
		73.2 %	93.2	82.9	77.5	56.0	7.1	63.9	46.2	—	100.0	62.6
	女	1,318 人	204	37	9	80	117	1,302	4,795	3	—	7,865
		26.8 %	6.8	17.1	22.5	44.0	92.9	36.1	53.8	100.0	—	37.4
計	4,924 人	2,998	217	40	182	126	3,610	8,910	3	1	21,011	
		100.0 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学 歴 構 成	大学	3,306 人	1,739	209	40	144	57	3,445	8,296	1	1	17,238
		67.1 %	58.0	96.3	100.0	79.1	45.2	95.4	93.1	33.3	100.0	82.0
	短大	436 人	124	8	—	38	66	95	613	2	—	1,382
		8.9 %	4.1	3.7	—	20.9	52.4	2.7	6.9	66.7	—	6.6
高校	1,178 人	1,128	—	—	—	3	69	1	—	—	2,379	
	23.9 %	37.7	—	—	—	2.4	1.9	0.0	—	—	11.3	
中学	4 人	7	—	—	—	—	1	—	—	—	12	
	0.1 %	0.2	—	—	—	—	0.0	—	—	—	0.1	
平均年齢		43.1 歳	38.2	41.4	41.3	42.4	44.4	44.7	44.1	49.7	64.0	43.1
平均経験年数		21.6 年	17.3	18.3	16.1	18.8	21.6	22.0	21.7	28.7	—	21.0
均扶親族数		1.1 人	1.2	1.3	1.2	0.8	0.4	1.1	0.8	—	—	1.0
平成25年4月の平均給与月額	給料	349,825 円	325,450	376,934	439,310	362,756	364,606	396,770	382,538	374,200	620,000	368,953
	扶養手当	10,950 円	11,809	12,249	11,825	7,302	3,202	10,504	7,375	—	—	9,415
	地域手当	15,092 円	13,649	15,765	73,162	15,103	14,808	16,410	15,855	14,968	24,800	15,552
	管理職手当	8,482 円	2,677	4,936	36,613	7,530	2,398	2,789	6,407	—	—	5,766
	その他	5,689 円	8,667	8,250	317,413	7,110	2,983	5,809	4,950	9,000	—	6,437
	計	390,038 円	362,252	418,134	878,323	399,801	387,997	432,282	417,125	398,168	644,800	406,123

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位：人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計	現	合
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定			
		職	職	職	職	職	職	等	校	校	任		業	計
					(一)	(二)	(三)	教	教	榮	期		職	
								育	育	養	付		員	
								職	職	職	職			
知事部局		3,496 (17)	—	202 (1)	40	183 (1)	126	—	—	—	1	4,048 (19)	267 (11)	4,315 (30)
警察		335	2,999 (1)	16	—	—	—	—	—	—	—	3,350 (1)	8	3,358 (1)
教育委員会	事務局	262	—	—	—	—	—	—	—	—	—	262	—	262
	県学立校	324 (2)	—	—	—	—	—	3,663 (53)	—	1	—	3,988 (55)	88 (8)	4,076 (63)
	市学立校	461 (14)	—	—	—	—	—	—	8,915 (5)	2	—	9,378 (19)	—	9,378 (19)
議会		34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34	4 (1)	38 (1)
選挙管理委員会		5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
監査委員		20 (1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20 (1)	—	20 (1)
人事委員会		12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	12
労働委員会		7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	7
海区漁業調整委員会		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
計		4,958 (34)	2,999 (1)	218 (1)	40	183 (1)	126	3,663 (53)	8,915 (5)	3	1	21,106 (95)	367 (20)	21,473 (115)
企業庁		224 (4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	224 (4)	2	226 (4)
病院事業庁		43	—	—	21	27	161 (3)	—	—	—	—	252 (3)	11	263 (3)
合計		5,225 (38)	2,999 (1)	218 (1)	61	210 (1)	287 (3)	3,663 (53)	8,915 (5)	3	1	21,582 (102)	380 (20)	21,962 (122)

(注) ()内は内数で再任用職員の数である。

第3-1表 給料表別、部局別給与額

給料表	区分 部局	A	B	C	D	E	
		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	
行政職	知事部局	3,496	1,224,400,866	42,398,000	53,586,820	34,109,068	
	各種委員会事務局	342	127,882,001	4,375,500	5,469,617	3,657,178	
	警察	335	109,884,744	2,306,500	4,516,298	716,977	
	小計	4,173	1,462,167,611	49,080,000	63,572,735	38,483,223	
	県立学校	324	113,693,064	2,676,000	4,785,976	3,281,815	
	市町立学校	461	155,331,967	2,160,500	6,299,625	—	
	計	4,958	1,731,192,642	53,916,500	74,658,336	41,765,038	
公安職	警察	2,999	976,047,740	35,403,000	40,935,048	8,079,549	
研究職	知事部局	202	76,750,834	2,497,000	3,210,456	1,014,046	
	各種委員会事務局	—	—	—	—	—	
	警察	16	5,331,800	161,000	221,992	57,000	
	計	218	82,082,634	2,658,000	3,432,448	1,071,046	
医療職(一)	知事部局	40	17,572,400	473,000	2,926,485	1,464,500	
医療職(二)	知事部局	183	66,308,007	1,329,000	2,760,261	1,370,488	
医療職(三)	知事部局	126	45,940,322	403,500	1,865,827	302,085	
高校等教育職	高校	2,872	1,121,882,199	31,451,500	46,492,093	8,300,623	
	特別支援学校	791	325,457,701	6,467,500	13,347,239	1,765,862	
	計	3,663	1,447,339,900	37,919,000	59,839,332	10,066,485	
中小校教育職	中学校	5,197	1,200,001,000	21,000,000	30,100,000	11,000,000	
	小学校	5,726	2,200,156,352	37,783,000	91,140,295	40,010,770	
	計	8,915	3,400,848,042	65,715,000	141,326,869	57,090,254	
学校栄養職員	県立・市町立学校	3	1,122,599	—	44,903	—	
特定任期付職員	知事部局	1	620,000	—	24,800	—	
合計		21,106	7,778,074,286	197,817,000	327,814,309	121,209,445	
行政職	企業庁	224	75,497,365	2,723,500	3,207,101	1,956,825	
	病院事業庁		43	14,922,974	516,500	634,801	430,627
		医療職(一)	21	8,752,100	305,500	1,553,730	696,300
		医療職(二)	27	9,418,683	275,000	389,912	54,273
		医療職(三)	161	53,115,237	1,290,000	2,182,222	150,508
現業職	知事部局等	367	127,864,743	4,686,000	5,302,017	—	
	企業庁	2	731,000	26,000	30,280	—	
	病院事業庁	11	3,795,200	132,000	157,088	—	
総計		21,962	8,072,171,588	207,771,500	341,271,460	124,497,978	

(単位:職員数 人・金額 円)

F その他	G 給与額	職 員 1 人 当 た り 平 均 月 額					
	B+C+D+E+F	給料B/A	扶養手当C/A	地域手当D/A	管理職手当E/A	その他F/A	計
21,892,098	1,376,386,852	350,229	12,128	15,328	9,757	6,262	393,704
1,505,600	142,889,896	373,924	12,794	15,993	10,694	4,402	417,807
1,127,200	118,551,719	328,014	6,885	13,481	2,140	3,365	353,885
24,524,898	1,637,828,467	350,388	11,761	15,234	9,222	5,877	392,482
1,323,200	125,760,055	350,905	8,259	14,772	10,129	4,084	388,149
2,164,102	165,956,194	336,946	4,687	13,665	—	4,694	359,992
28,012,200	1,929,544,716	349,172	10,875	15,058	8,424	5,650	389,179
25,982,415	1,086,447,752	325,458	11,805	13,650	2,694	8,664	362,271
1,586,200	85,058,536	379,955	12,361	15,893	5,020	7,852	421,081
—	—	—	—	—	—	—	—
204,100	5,975,892	333,238	10,063	13,875	3,563	12,756	373,495
1,790,300	91,034,428	376,526	12,193	15,745	4,913	8,212	417,589
12,696,500	35,132,885	439,310	11,825	73,162	36,613	317,413	878,323
1,294,000	73,061,756	362,339	7,262	15,083	7,489	7,071	399,244
375,900	48,887,634	364,606	3,202	14,808	2,398	2,983	387,997
16,984,846	1,225,111,261	390,628	10,951	16,188	2,890	5,914	426,571
3,986,600	351,024,902	411,451	8,176	16,874	2,232	5,040	443,773
20,971,446	1,576,136,163	395,124	10,352	16,336	2,748	5,725	430,285
12,402,000	1,024,002,200	312,000	8,100	10,100	2,000	3,100	410,200
24,638,689	2,393,729,106	384,240	6,598	15,917	6,988	4,303	418,046
44,108,197	3,718,088,362	382,484	7,371	15,853	6,404	4,948	417,060
27,000	1,194,502	374,200	—	14,968	—	9,000	398,168
—	644,800	620,000	—	24,800	—	—	644,800
135,257,958	8,560,172,998	368,524	9,373	15,532	5,743	6,409	405,581
1,131,900	84,516,691	337,042	12,158	14,317	8,736	5,053	377,306
90,400	16,595,302	347,046	12,012	14,763	10,015	2,102	385,938
7,389,000	18,696,630	416,767	14,548	73,987	33,157	351,857	890,316
111,100	10,248,968	348,840	10,185	14,441	2,010	4,115	379,591
760,900	57,498,867	329,908	8,012	13,554	935	4,726	357,135
1,097,944	138,950,704	348,405	12,768	14,447	—	2,992	378,612
1,400	788,680	365,500	13,000	15,140	—	700	394,340
81,200	4,165,488	345,018	12,000	14,281	—	7,382	378,681
145,921,802	8,891,634,328	367,552	9,460	15,539	5,669	6,644	404,864

第3-2表 給料表別、部局別給与額（再任用職員を除く）

給料表	区分 部局	A	B	C	D	E	
		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	
行政職	知事部局	3,479	1,220,008,066	42,398,000	53,411,108	34,109,068	
	各種委員会事務局	341	127,623,601	4,375,500	5,459,281	3,657,178	
	警察	335	109,884,744	2,306,500	4,516,298	716,977	
	小計	4,155	1,457,516,411	49,080,000	63,386,687	38,483,223	
	県立学校	322	113,220,664	2,676,000	4,767,080	3,281,815	
	市町立学校	447	151,803,167	2,160,500	6,158,473	—	
	計	4,924	1,722,540,242	53,916,500	74,312,240	41,765,038	
公安職	警察	2,998	975,699,040	35,403,000	40,919,000	8,027,049	
研究職	知事部局	201	76,462,834	2,497,000	3,198,936	1,014,046	
	各種委員会事務局	—	—	—	—	—	
	警察	16	5,331,800	161,000	221,992	57,000	
	計	217	81,794,634	2,658,000	3,420,928	1,071,046	
医療職(一)	知事部局	40	17,572,400	473,000	2,926,485	1,464,500	
医療職(二)	知事部局	182	66,021,607	1,329,000	2,748,805	1,370,488	
医療職(三)	知事部局	126	45,940,322	403,500	1,865,827	302,085	
高校等教育職	高校	2,823	1,108,095,647	31,451,500	45,940,666	8,300,623	
	特別支援学校	787	324,243,725	6,467,500	13,298,683	1,765,862	
	計	3,610	1,432,339,372	37,919,000	59,239,349	10,066,485	
中小校教育職	中学校	5,100	1,200,100,100	21,000,000	00,100,100	11,000,100	
	小学校	5,722	2,199,011,520	37,783,000	91,094,503	40,010,770	
	計	8,910	3,408,417,002	65,715,000	141,269,629	57,090,254	
学校栄養職員	県立・市町立学校	3	1,122,599	—	44,903	—	
特定任期付職員	知事部局	1	620,000	—	24,800	—	
合計		21,011	7,752,067,218	197,817,000	326,771,966	121,156,945	
行政職	企業庁	220	74,463,765	2,723,500	3,165,757	1,956,825	
	病院事業庁		43	14,922,974	516,500	634,801	430,627
		医療職(一)	21	8,752,100	305,500	1,553,730	696,300
		医療職(二)	27	9,418,683	275,000	389,912	54,273
		医療職(三)	158	52,317,237	1,290,000	2,150,302	150,508
現業職	知事部局等	347	122,984,743	4,686,000	5,106,817	—	
	企業庁	2	731,000	26,000	30,280	—	
	病院事業庁	11	3,795,200	132,000	157,088	—	
総計		21,840	8,039,452,920	207,771,500	339,960,653	124,445,478	

(単位:職員数 人・金額 円)

F その他	G 給与額	職 員 1 人 当 た り 平 均 月 額					
	B+C+D+E+F	給料B/A	扶養手当C/A	地域手当D/A	管理職手当E/A	その他F/A	計
21,892,098	1,371,818,340	350,678	12,187	15,352	9,804	6,293	394,314
1,505,600	142,621,160	374,263	12,831	16,010	10,725	4,415	418,244
1,127,200	118,551,719	328,014	6,885	13,481	2,140	3,365	353,885
24,524,898	1,632,991,219	350,786	11,812	15,256	9,262	5,903	393,019
1,323,200	125,268,759	351,617	8,311	14,805	10,192	4,109	389,034
2,164,102	162,286,242	339,604	4,833	13,777	—	4,841	363,055
28,012,200	1,920,546,220	349,825	10,950	15,092	8,482	5,689	390,038
25,982,415	1,086,030,504	325,450	11,809	13,649	2,677	8,667	362,252
1,586,200	84,759,016	380,412	12,423	15,915	5,045	7,892	421,687
—	—	—	—	—	—	—	—
204,100	5,975,892	333,238	10,063	13,875	3,563	12,756	373,495
1,790,300	90,734,908	376,934	12,249	15,765	4,936	8,250	418,134
12,696,500	35,132,885	439,310	11,825	73,162	36,613	317,413	878,323
1,294,000	72,763,900	362,756	7,302	15,103	7,530	7,110	399,801
375,900	48,887,634	364,606	3,202	14,808	2,398	2,983	387,997
16,984,846	1,210,773,282	392,524	11,141	16,274	2,940	6,017	428,896
3,986,600	349,762,370	412,000	8,218	16,898	2,244	5,066	444,426
20,971,446	1,560,535,652	396,770	10,504	16,410	2,789	5,809	432,282
12,402,000	1,021,001,000	312,002	8,102	12,102	2,001	3,101	412,021
24,638,689	2,392,538,482	384,308	6,603	15,920	6,992	4,306	418,129
44,108,197	3,716,600,082	382,538	7,375	15,855	6,407	4,950	417,125
27,000	1,194,502	374,200	—	14,968	—	9,000	398,168
—	644,800	620,000	—	24,800	—	—	644,800
135,257,958	8,533,071,087	368,953	9,415	15,552	5,766	6,437	406,123
1,131,900	83,441,747	338,472	12,380	14,390	8,895	5,145	379,282
90,400	16,595,302	347,046	12,012	14,763	10,015	2,102	385,938
7,389,000	18,696,630	416,767	14,548	73,987	33,157	351,857	890,316
111,100	10,248,968	348,840	10,185	14,441	2,010	4,115	379,591
760,900	56,668,947	331,122	8,165	13,610	953	4,816	358,666
1,097,944	133,875,504	354,423	13,504	14,717	—	3,164	385,808
1,400	788,680	365,500	13,000	15,140	—	700	394,340
81,200	4,165,488	345,018	12,000	14,281	—	7,382	378,681
145,921,802	8,857,552,353	368,107	9,513	15,566	5,698	6,681	405,565

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分 級	平均給料	平均年齢	平均経験年数	再任用職員を除く		
					平均給料	平均年齢	平均経験年数
行政	1	182,951 円	23.6 歳	2.2 年	182,951 円	23.6 歳	2.2 年
	2	223,547	28.4	6.1	223,617	28.1	5.9
	3	295,783	37.7	16.2	297,123	36.8	15.3
	4	369,182	44.0	22.6	369,182	44.0	22.6
	5	396,212	48.6	27.1	396,212	48.6	27.1
	6	419,117	54.2	33.0	419,117	54.2	33.0
	7	444,631	55.5	33.0	444,631	55.5	33.0
	8	469,944	54.4	31.6	469,944	54.4	31.6
	9	515,507	57.4	34.2	515,507	57.4	34.2
	10	698,789	59.0	35.5	698,789	59.0	35.5
職 公	計	349,172	43.2	21.7	349,825	43.1	21.6
安 職	1	195,205	21.9	1.8	195,205	21.9	1.8
	2	240,740	27.3	5.9	240,740	27.3	5.9
	3	288,999	33.8	12.1	288,999	33.8	12.1
	4	372,608	44.1	23.7	372,608	44.1	23.7
	5	421,596	50.8	30.6	421,596	50.8	30.6
	6	435,422	51.5	31.3	435,422	51.5	31.3
	7	449,776	53.4	32.6	451,241	53.3	32.4
	8	466,007	54.9	34.0	466,007	54.9	34.0
	9	479,567	57.3	36.4	479,567	57.3	36.4
職 研	計	325,458	38.2	17.3	325,450	38.2	17.3
究 職	1	—	—	—	—	—	—
	2	251,033	28.2	5.0	251,033	28.2	5.0
	3	357,796	38.5	15.2	358,853	38.2	14.8
	4	417,659	45.1	22.3	417,659	45.1	22.3
	5	464,843	52.1	29.1	464,843	52.1	29.1
職 医	計	376,526	41.5	18.3	376,934	41.4	18.3
療 職 (一)	1	317,500	29.8	5.5	317,500	29.8	5.5
	2	394,708	34.4	10.8	394,708	34.4	10.8
	3	473,020	44.4	13.2	473,020	44.4	13.2
	4	561,215	55.2	30.3	561,215	55.2	30.3
職 医 (二)	計	439,310	41.3	16.1	439,310	41.3	16.1
療 職 (二)	1	—	—	—	—	—	—
	2	215,035	27.6	2.6	215,035	27.6	2.6
	3	259,958	32.1	7.4	259,958	32.1	7.4
	4	345,525	41.1	18.0	347,264	40.4	17.4
	5	397,879	43.7	21.7	397,879	43.7	21.7
	6	453,490	52.1	28.9	453,490	52.1	28.9
職 医 (三)	計	362,339	42.5	18.9	362,756	42.4	18.8
療 職 (三)	1	—	—	—	—	—	—
	2	225,623	27.0	3.9	225,623	27.0	3.9
	3	279,777	35.6	10.8	279,777	35.6	10.8
	4	309,753	38.4	15.6	309,753	38.4	15.6
	5	374,573	46.1	23.6	374,573	46.1	23.6
	6	444,448	53.1	30.7	444,448	53.1	30.7
職 高 校 等 教 育 職	計	364,606	44.4	21.6	364,606	44.4	21.6
中 小 校 教 育 職	1	270,868	36.3	14.0	273,772	33.6	11.0
	2	394,703	44.8	22.1	396,063	44.5	21.9
	3	460,199	51.9	29.0	460,199	51.9	29.0
	4	484,973	55.5	32.5	484,973	55.5	32.5
	計	395,124	44.9	22.2	396,770	44.7	22.0
学 校 栄 養 職 員	1	—	—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	—	—
	3	304,100	38.0	16.0	304,100	38.0	16.0
	4	409,250	55.5	35.0	409,250	55.5	35.0
	計	374,200	49.7	28.7	374,200	49.7	28.7
特 定 任 期 付 職 員	5号給	620,000	64.0	—	620,000	64.0	—
合 計	計	368,524	43.2	21.1	368,953	43.1	21.0

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数	再任用職員を除く								
						平均給料	平均年齢	平均経験年数						
行	業	1	178,657	22.4	0.9	178,657	22.4	0.9						
		2	224,341	28.2	5.6	224,341	28.2	5.6						
		3	288,200	37.3	17.5	290,537	35.5	15.6						
		4	362,222	41.9	20.2	362,222	41.9	20.2						
		5	394,915	48.1	27.2	394,915	48.1	27.2						
		6	417,969	52.3	30.9	417,969	52.3	30.9						
		7	441,323	56.1	33.6	441,323	56.1	33.6						
		8	467,432	57.0	34.5	467,432	57.0	34.5						
		9	—	—	—	—	—	—						
		10	—	—	—	—	—	—						
政	庁	計	337,042	41.2	20.1	338,472	40.9	19.7						
		職	病	1	—	—	—	—	—	0.0				
				2	236,360	30.2	7.2	236,360	30.2	7.2				
				3	281,822	35.6	12.3	281,822	35.6	12.3				
				4	356,464	41.7	18.6	356,464	41.7	18.6				
				5	393,800	48.0	26.8	393,800	48.0	26.8				
				6	416,117	53.6	30.5	416,117	53.6	30.5				
				7	452,400	54.0	31.0	452,400	54.0	31.0				
				8	463,935	55.0	31.0	463,935	55.0	31.0				
				9	—	—	—	—	—	—				
10	—			—	—	—	—	—						
医	療	職	事	計	347,046	42.6	19.7	347,046	42.6	19.7				
				1	332,625	33.5	8.4	332,625	33.5	8.4				
				2	392,750	37.2	11.7	392,750	37.2	11.7				
				3	489,833	44.7	21.3	489,833	44.7	21.3				
				4	566,275	58.5	39.0	566,275	58.5	39.0				
				計	416,767	40.9	17.0	416,767	40.9	17.0				
				医	療	職	業	1	—	—	—	—	—	
								2	221,400	29.3	6.0	221,400	29.3	6.0
								3	271,575	33.3	11.5	271,575	33.3	11.5
								4	342,220	39.2	17.0	342,220	39.2	17.0
5	399,950	44.5	23.0					399,950	44.5	23.0				
6	452,320	53.2	31.4					452,320	53.2	31.4				
計	348,840	41.4	19.4					348,840	41.4	19.4				
医	療	職	庁					1	—	—	—	—	—	
								2	231,550	29.6	4.5	231,550	29.6	4.5
								3	276,403	39.2	12.6	277,378	37.2	10.3
				4	325,524	41.8	18.6	325,524	41.8	18.6				
				5	379,580	47.8	24.0	379,580	47.8	24.0				
				6	434,091	52.2	30.9	434,091	52.2	30.9				
				計	329,908	42.5	18.3	331,122	42.2	17.9				
				現	業	員	知事 部局等	1	189,725	25.3	7.0	189,725	25.3	7.0
								2	224,463	29.9	10.3	224,463	29.9	10.3
								3	344,849	47.8	28.2	352,078	46.9	27.3
4	396,435	56.8	36.9					396,435	56.8	36.9				
計	348,405	48.6	28.9					354,423	47.8	28.2				
現	業	員	企業 庁					1	—	—	—	—	—	
								2	—	—	—	—	—	
								3	365,500	49.0	29.5	365,500	49.0	29.5
								4	—	—	—	—	—	
								計	365,500	49.0	29.5	365,500	49.0	29.5
現	業	員	病院 事業庁	1	—	—	—	—	—					
				2	—	—	—	—	—					
				3	340,580	45.2	25.2	340,580	45.2	25.2				
				4	389,400	56.0	34.0	389,400	56.0	34.0				
				計	345,018	46.2	26.0	345,018	46.2	26.0				
総計			367,552	43.2	21.2	368,107	43.1	21.1						

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位：人）

級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5		1								
6		1								
7		1								
8										
9	3	5								
10		1								
11		10								
12		4				1				
13	6	49	2							
14		11	1							
15	1	13	1							
16		5	3							
17	15	33	17						1	1
18		10	11						1	
19	1	15	15					1	1	
20		7	8					1	3	
21	11	40	25				1	1	3	
22		12	7	1		1				
23	2	16	19						1	
24	1	5	9						3	
25	3	31	27						1	
26		13	11	1						
27	19	14	16	1					1	
28		7	8						2	
29	51	39	25	4					1	
30		11	15	1						
31	16	12	28	3						
32	5	5	12						1	

級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
33	36	28	30	2		1		5		
34	5	5	21	1	1			1		
35	24	3	26	1				4	1	
36	1	2	16	3			2	1		
37	69	1	37	10			1	3		
38	8		9	9				2	1	
39	7		21	7			15	2		
40	3		16	7			4	1		
41	5	1	16	14			10	3		
42			7	16			4	5		
43	1		33	14			1	1		
44	1		12	13			1	6		
45	4		26	42	1		5	5		
46			8	23	1		2			
47	1		11	48			6			
48			10	20	1		5			
49	6		20	55	1		12			
50			15	34	2	1	5			
51			29	52	1	1	9			
52			7	28	2	1	4			
53			35	71	6		8			
54			16	34	5		4			
55			35	39	2	3	5			
56			3	16	6	10	4			
57	1		36	41	10	20	2			
58			4	20	5	20	4			
59			11	50	6	53	4			
60			8	17	18	22	1			
61			3	58	36	22	9			
62			2	11	14	9				
63			6	21	3	4				
64			2	23	10	3				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65			2	97	70	2				
66			2	20	37	8				
67			3	40	26	7				
68			5	41	56	18				
69			4	30	15	7				
70			3	8	38	9				
71			1	8	74	11				
72			2	8	59	19				
73			4	5	19	41				
74			2	12	62	32				
75			2	27	25	20				
76			4	8	15	21				
77			1	4	12	383				
78			3	5	67					
79			1	7	33					
80			1	10	19					
81			1	1	16					
82				6	56					
83			1	2	18					
84			2	2	10					
85				7	206					
86			1	9						
87			2	2						
88			1	7						
89			1	9						
90			1	6						
91				12						
92				2						
93				129						
94										
95			1							
96			2							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97			1							
98			2							
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106			3							
107			1							
108										
109										
110										
111										
112										
113			14							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
特										1
小計	306	411	865	1,335	1,064	750	128	42	21	2
再任用 職員		3	31							
合計	306	414	896	1,335	1,064	750	128	42	21	2
合計										4,958

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用 短時間 勤務職員		5	80							

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	28								
8									
9	3								
10									
11									
12									
13	18								
14									
15	4		1	3					
16	1								
17	13								
18									
19	4	2	2						
20	1	3							
21	61	54	2	1					
22	1								
23	7	21	4						
24		6		1	1				
25	18	48	3						
26	3	4	1						
27	5	27	5	5			1		
28	3	11	2	2	1				
29	4	51	11	4					
30	1	10	2	2					
31	3	31	5	3					
32	1	12	4	4					
33	3	41	16	1	1				
34	1	8	3	4	1				
35	1	40	3	6					
36		7	5	2					
37	2	26	7	7	3				2
38		11	7	6	1				
39		26	12	3	3				
40	1	13	5	7	2	1			2

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
41	4	26	13	9	1				
42		12	10	4	2	1			1
43		22	24	9	1	1			
44		12	20	10					
45	2	26	22	4	1				6
46	1	17	18	9	3				
47		24	21	10	3				
48		19	22	7	2				
49		15	10	8	7				
50		9	16	4	2				
51		19	14	8	5				
52	1	11	21	5		1			
53	1	18	17	6	2				
54	1	13	17	9		2			
55		8	17	10	1			2	
56	1	5	13	6	2			7	
57		4	18	6	3				
58		5	18	4	1	1	2	3	
59		5	16	5	3	1	3	2	
60			15	9	4		2	2	
61		4	10	6	3		5	20	
62			12	12	4				
63			5	9	3		1		
64			8	11	2				
65			6	11	4				
66			8	10	5	1			
67			13	14	3	4	1		
68		1	6	9	9	1			
69			6	16	7	1			
70			10	14	4				
71			3	10	7				
72			3	4	10	1	1		
73			6	14	11	2	1		
74			5	7	8	2	3		
75			2	13	6	4	4		
76			4	6	4	1	5		
77			2	10	8	1	40		
78		1	6	8	10				
79			3	10	9	5			
80			1	7	2	4			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
81				7	7	2			
82			3	5	11	10			
83				2	4	3			
84			3	4	9	7			
85			3	4	18	55			
86				7	11				
87			2	4	23				
88			2	3	7				
89			4	4	18				
90			2	6	1				
91			2	2	14				
92			3	4	9				
93			2	7	159				
94			1	6					
95				9					
96			2	5					
97				6					
98			3	5					
99			2	6					
100				8					
101			1	11					
102				5					
103				6					
104				8					
105			1	7					
106				6					
107				8					
108				5					
109			1	7					
110				8					
111				6					
112				5					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				10					
114				8					
115				6					
116				7					
117				5					
118				5					
119				5					
120				7					
121				7					
122				5					
123				9					
124				6					
125				109					
126									
127									
128									
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
小計	198	728	599	779	466	112	69	36	11
再任用 職員							1		
合計	198	728	599	779	466	112	70	36	11
合計									2,999

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
再任用 短時間 勤務職員			1	4	14	3			

研究職給料表〔試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用〕

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		4			
10					
11					
12					
13		5	1		
14					
15					
16					
17		5	1		
18					
19			2		
20			2		
21		1	2		
22		2	2		
23		1			
24			1		
25		2	2		
26		1	1		4
27		1			
28			1		2
29		1	2		4
30		2			2
31		2			4
32			2		3
33		4			2
34		1	1		
35		2	3		2
36			1		
37		4	2	3	2
38		2		1	5
39		2	4	1	2
40		2	4		1
41			1		1
42		1			
43		2	1	2	4
44			1	5	
45			3	3	3
46			1	2	5
47				3	2
48		1	3	3	2
49			3	2	
50			1	1	
51			2	3	1
52				3	1
53		1	3	1	2
54			2		1
55			2		2
56					1
57			3	1	10
58			1		
59			2		
60					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61			1		
62					
63			2		
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
小計		49	66	34	68
再任用職員			1		
合計		49	67	34	68
				合計	218

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用 短時間 勤務職員			9		

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	1	2		
14			1	
15				
16				
17	2	2		1
18				
19				
20				
21	2	1		
22		1		
23		1		
24				1
25	1			
26		2		1
27			1	
28				
29	3			
30				
31				
32				
33				
34				
35		1		
36			1	
37				
38		1		
39				
40	1			
41				
42				1
43				
44				
45				
46				
47				1
48				

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
49				
50		1		1
51			2	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				1
61				1
62				
63				
64				
65				5
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
小計	10	12	5	13
再任用職員				
合計	10	12	5	13
			合計	40

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 短時間 勤務職員				

医療職給料表（二）（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7				1		
8		1				
9						
10						
11		1		1		
12						
13			1			
14						1
15						
16		1				
17			1			
18			1	1		
19						
20				1		
21		5	2			1
22		2	2	1		4
23		1	3			1
24		2	3			4
25		3	2	2		
26			3	1		1
27		1	3	1		2
28			1			
29			4	2		2
30			1	2		1
31					1	2
32			1		1	1
33		1		1	2	1
34			1	1	3	1
35			2	1		
36				1		
37		1		2	2	1
38			1	4		2
39				1		1
40					1	
41				1	1	
42			1	3		
43			1		1	2
44				1		1
45				2		1
46			1		1	1
47			1	1	1	1
48			1	1		
49		1				
50						
51						2
52						2
53						40
54			1			
55						
56						

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
小 計		20	38	34	14	76
再 任 用 員				1		
合 計		20	38	35	14	76
					合 計	183

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再 任 用 短 時 間 勤 務 員				9		

医療職給料表（三）（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		1				
14						
15						
16						
17		2	1			
18						
19		1				
20						
21		2				
22		1				
23		1				
24			1			
25		1				
26						
27						
28				1		
29		1	2	2		
30					1	
31			1	2		
32				1	1	
33				2		
34				2	1	
35				2		
36			2		1	
37		1	1		1	1
38					1	
39				1		
40			1	1	1	
41			3		1	
42				1		
43				1		
44					1	

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
45					2	
46				1	1	1
47						
48					1	1
49						
50						2
51					1	2
52						1
53		1		1		2
54						
55						
56						
57						2
58					2	
59			1	1	2	
60					2	1
61		1			1	
62					2	
63						
64						1
65					1	1
66						2
67					1	4
68						1
69						23
70						
71					1	
72						
73					1	
74						
75					2	
76						
77					2	
78					1	
79						
80					2	
81						
82					1	
83						
84						
85						
86						
87						
88						

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
89						
90						
91						
92						
93					1	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
小計		13	13	19	36	45
再任用職員						
合計		13	13	19	36	45
					合計	126

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用 短時間 勤務職員						

高等学校等教育職給料表（高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用）

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5			17		
6					
7					
8					
9			24		
10					
11			1		
12			1		
13			39		
14			1		
15			12		
16			3		
17			33		
18					
19			7		
20			3		
21			34		
22					
23			6		1
24			2		1
25	1		40		
26			1		1
27			6		2
28			2		1
29	4		27		1
30			3		1
31			10		2
32			9		2
33	1		26		4
34			7		6
35			13		2
36			10		1
37	5		25		7
38			4		4
39			10		
40	1		5		6
41	4		24		3
42	1		3		2
43	2		13	1	3
44	1		9		1
45	3		23		19
46			12		
47	1		11		
48	1		12		
49	3		34		
50			13		
51	1		14		
52			12		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
53		2	23	3	
54			7	1	
55		2	17	3	
56		3	5	2	
57		1	22	7	
58		1	15	5	
59		3	20	8	
60		1	14	5	
61		2	28	3	
62		1	5	5	
63		1	28	3	
64			11	3	
65			32	4	
66		1	15	6	
67		1	23	4	
68		1	16	5	
69		3	16	3	
70			15	2	
71		1	30	2	
72			13	5	
73			23	2	
74		1	13		
75		2	35		
76		1	16	4	
77		1	17	3	
78			14	1	
79			16	1	
80			14	3	
81		3	23		
82			22	1	
83		1	16	2	
84		1	13		
85		4	33	4	
86			10		
87		1	20		
88			17		
89			34		
90		1	15		
91			26		
92			14		
93		1	40		
94			14		
95			21		
96		1	23		
97			25		
98		1	21		
99		3	24		
100			26		
101			12		
102			32		
103		1	27		
104			47		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
105			48		
106			63		
107			69		
108			48		
109		1	69		
110			54		
111		1	49		
112			34		
113			81		
114			49		
115		1	61		
116			48		
117			55		
118			42		
119			41		
120			68		
121			58		
122			37		
123			84		
124			39		
125			32		
126			31		
127			40		
128			43		
129			46		
130			43		
131			37		
132			39		
133		1	38		
134			46		
135			45		
136			33		
137			32		
138			25		
139			24		
140			12		
141			12		
142			11		
143			17		
144			14		
145			20		
146					
147		1			
148					
149					
150					
151					
152					
153		2			
小計		83	3,356	101	70
再任用職員		9	44		
合計		92	3,400	101	70
			合計	3,663	

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用短時間勤務職員	2	64		

中学校・小学校教育職給料表（中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		110		
18				1
19		3		1
20				
21		137		
22				
23		9		2
24		1		11
25		172		12
26				16
27		18		23
28				18
29		179		15
30		1		15
31		21		15
32		6		28
33		122		23
34		2		24
35		21		34
36		5		23
37		143		25
38		8		25
39		25		37
40		15		30
41		80		27
42		13		27
43		22		28
44		21		12
45		98		74
46		15		
47		35		
48		30		
49		108		
50		20		
51		36		
52		14		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
53		81		
54		21		
55		39		
56		28		
57		78		
58		27		
59		36		
60		27		
61		82		
62		24		
63		39		
64		27		
65		56		
66		16		
67		31	2	
68		36	1	
69		65	1	
70		24	2	
71		50	3	
72		32	6	
73		47	16	
74		36	10	
75		33	18	
76		33	17	
77		37	38	
78		22	39	
79		44	23	
80		29	23	
81		52	34	
82		22	35	
83		60	28	
84		19	42	
85		53	45	
86		31	36	
87		27	14	
88		21	24	
89		17	24	
90		22	17	
91		21	17	
92		9	11	
93		32	6	
94		26	2	
95		60	6	
96		34	5	
97		78	4	
98		26	4	
99		44	3	
100		21	2	
101		73	7	
102		30		
103		55		
104		37		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
105		67		
106		31		
107		53		
108		35		
109		63		
110		29		
111		74		
112		43		
113		48		
114		60		
115		63		
116		102		
117		82		
118		110		
119		121		
120		95		
121		104		
122		87		
123		99		
124		103		
125		125		
126		99		
127		113		
128		108		
129		106		
130		98		
131		78		
132		93		
133		97		
134		93		
135		119		
136		90		
137		89		
138		81		
139		75		
140		53		
141		92		
142		128		
143		98		
144		140		
145		146		
146		99		
147		90		
148		64		
149		55		
150		48		
151		72		
152		55		
153		69		
154		41		
155		45		
156		24		
157		87		
小計		7,799	565	546
再任用職員		5		
合計		7,804	565	546
			合 計	8,915

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 短時間 勤務職員		53		

学校栄養職員給料表（中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

特定任期付職員
 高度の専門的な知識経験又は優れた職見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					1

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85				2	
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
小計			1	2	
再任用職員					
合計			1	2	
				合計	3

部局	知事部局
1	
2	
3	
4	
5	1
6	
7	
合計	1

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用職員					
短時間勤務職員					

行政職給料表（企業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	1									
10										
11										
12										
13		2	2							
14										
15		1								
16										
17	1		1							
18										
19		2								
20										
21		3	2							
22		2	1							
23		1								
24										
25	1		2							
26		2	1							
27										
28										
29	5	2	3							
30										
31		2	6							
32										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
33	3		1					1		
34			1	1						
35			4							
36										
37	2									
38							1			
39	1		6				3			
40			2	1			1			
41										
42			1	5				1		
43			3	1						
44				1						
45			1	2						
46			1	2						
47				4						
48										
49			4	5						
50			1	2						
51			1	1						
52				4						
53			2	2			1			
54				5	1		1			
55			4	2						
56				1						
57				4		2				
58				2		1				
59			1	7		2				
60				1	1	1	1			
61				4						
62				2	1					
63						1				
64										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				3	3					
66				1	3	3				
67				1	1	1				
68				1	2					
69				1						
70					1	3				
71					4					
72					2	1				
73					1					
74					2	1				
75					3					
76					2	1				
77						5				
78					2					
79										
80					3					
81										
82					1					
83			1		2					
84					1					
85					3					
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										

小計	14	17	51	67	39	22	8	2		
再任用 職員			4							
合計	14	17	55	67	39	22	8	2		
									合計	224

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用 短時間 勤務職員										

行政職給料表（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17			1							
18										
19										
20										
21			1							
22		1	1							
23										
24			1							
25			1							
26										
27										
28										
29		3	1							
30										
31										
32				1						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
33								1		
34										
35										
36										
37										
38		1								
39										
40										
41				2						
42										
43										
44				1						
45			1	1						
46										
47				1						
48										
49										
50				2						
51				1						
52										
53							1			
54				1						
55										
56										
57			1							
58				1		1				
59			1	3		1				
60						1				
61										
62										
63										
64										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65						1				
66					1					
67										
68										
69										
70										
71					1					
72										
73					2					
74					1					
75										
76										
77						4				
78										
79										
80										
81										
82										
83										
84										
85										
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
小計		5	9	14	5	8	1	1			
再任用 職員											
合計		5	9	14	5	8	1	1			
										合計	43

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用 短時間 勤務職員			1							

医療職給料表（一）（病院事業庁）

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	1	1		
14				
15				
16		1		
17				
18				
19				
20				
21		1		
22				
23				
24		1		
25	4			
26				
27				
28				
29	1			
30		1		
31				
32				
33			1	
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41	1	1		
42			1	
43				1
44				1
45				
46				
47				
48				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58			1	
59				
60				
61				
62				
63				1
64				
65	1			1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
小計	8	6	3	4
再任用職員				
合計	8	6	3	4
			合計	21

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 短時間 勤務職員				

医療職給料表（二）（病院事業庁）

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19				1		
20						
21		1		1		
22						
23						1
24						
25			1			
26						
27						
28						1
29			1			
30		1				
31						
32		1				
33			1	1		
34						
35						
36			2			
37					1	
38			1			
39						1
40					1	
41				1		
42						
43				1		
44						
45			1			
46						
47			1			
48						
49						
50						
51						
52						1
53						5
54						
55						
56						

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
小計		3	8	5	2	9
再任用職員						
合計		3	8	5	2	9
					合計	27

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用短時間勤務職員						

医療職給料表 (三) (病院事業庁)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		1				
14						
15						
16						
17			1			
18						
19						
20				1		
21		1	1			
22						
23						
24			1			
25		4	3	1		
26			2	1		
27		2				
28			1			
29		2	2	1	1	
30			2			
31			1	1		
32		1	2	3		
33		5	2	1		
34		2	2		1	
35		1	1			
36			3		1	
37		1		1	1	1
38			2			
39				4	2	
40			2			1
41		1	1	1		
42					2	
43				1	1	1
44				2		1

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
45				1	2	
46					1	
47			1	2	1	
48				1	1	
49				2	3	
50				1	1	
51					1	
52					1	1
53				1	2	1
54						
55						
56						
57		1	1			
58						1
59						
60					1	
61				1	3	1
62					2	1
63					4	
64					1	1
65				1	1	
66					1	
67					4	
68						
69				1		3
70						
71					3	
72					1	
73					1	
74					1	
75						
76						
77						
78					1	
79					1	
80				1		
81					1	
82			1		1	
83						
84				1		
85						
86				1	1	
87						
88					1	

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
89						
90						
91					1	
92					1	
93					4	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				2		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
小計		22	32	34	57	13
再任用職員			3			
合計		22	35	34	57	13
					合計	161

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用 短時間 勤務職員						

現業職員給料表（知事部局等）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		1		
22				
23		1		
24				
25				
26		1		
27				
28		1	2	
29				
30				
31			1	
32	1			
33				
34				
35		1	1	
36	1	1	1	
37		1		
38		1	2	
39			1	
40	1			
41				
42			3	
43			2	
44				
45				
46				
47			4	
48			2	

級 号給	1級	2級	3級	4級
49			3	
50			2	
51			3	
52			3	
53	1		2	
54			3	
55			1	
56			1	
57			5	
58			3	
59			3	
60			5	
61			2	
62			1	
63			2	
64			5	
65			2	
66			2	
67			1	
68			4	
69				
70			4	
71			3	
72			2	
73			6	
74			3	
75				
76			3	1
77			4	1
78			6	2
79			4	
80			4	
81			7	3
82			4	1
83			8	
84			5	4
85			3	1
86			4	3
87			5	
88			3	3
89			12	1
90			3	2
91			8	1
92			5	
93			5	3
94			3	1
95			9	1
96			3	

級 号給	1級	2級	3級	4級
97			4	
98			2	2
99			9	1
100			6	1
101			2	3
102			4	3
103			1	5
104			3	2
105			5	3
106			4	1
107			2	1
108			1	
109			1	1
110				2
111			5	
112			1	2
113			1	1
114			2	
115			2	
116			2	
117			5	
118			4	
119				
120			5	
121			2	
122			1	
123			1	
124				
125			1	
126				
127				
128				
129			1	
130				
131			3	
132				
133				
134				
135				
136				
137			1	
小計	4	8	279	56
再任用職員			20	
合計	4	8	299	56
			合計	367

	1級	2級	3級	4級
再任用 短時間 勤務職員				

現業職員給料表（企業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

級 号給	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88			1	
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				

級 号給	1級	2級	3級	4級
97				
98			1	
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
小計			2	
再任用職員				
合計			2	
			合計	2

	1級	2級	3級	4級
再任用 短時間 勤務職員				

現業職員給料表（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23			1	
24				
25				
26				
27				
28			1	
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

級 号給	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74			1	
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	1
85			1	
86				
87				
88				
89				
90				
91			1	
92				
93				
94			1	
95				
96				

級 号給	1級	2級	3級	4級
97			1	
98				
99				
100				
101			1	
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
小計			10	1
再任用職員				
合計			10	1
			合計	11

	1級	2級	3級	4級
再任用 短時間 勤務職員				

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数

行政職給料表

(単位 : 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	3										3
19	4										4
20	16										16
21	14										14
22	52										52
23	52										52
24	94										94
25	28	53									81
26	19	51									70
27	9	62									71
28	7	56									63
29	4	76									80
30	2	72	4								78
31	1	21	42			1					65
32		12	55								67
33		6	51			1					58
34	1	1	77								79
35			101								101
36			109			1	1				111
37			103								103
38		1	115	9							125
39			84	74				1			159
40			33	116				2			151
41			15	193							208
42			17	186							203
43			8	198							206
44			13	180	12			1			206
45			7	84	134						225
46			5	53	120						178
47			6	32	161			1			200
48			3	19	193	1					216
49			1	32	144	10					187
50			1	15	113	23	2				154
51			2	27	85	65	4				183
52			1	18	8	138	5	1			171
53			1	22	4	97	13	2			139
54			5	29	10	94	21	6			165
55			3	10	13	67	14	4	1		112
56			1	15	16	76	19	8	3		138
57			1	9	27	70	16	6	7		136
58			1	10	12	64	16	6	7		116
59				4	12	42	17	4	2	2	83
60									1		1
61~											
小計	306	411	865	1,335	1,064	750	128	42	21	2	4,924
再任用 職員											
60		2	11								13
61~		1	20								21
小計		3	31								34
合計	306	414	896	1,335	1,064	750	128	42	21	2	4,958
再任用 短時間 勤務職員											
60		1	22								23
61~		4	58								62
計		5	80								85

公安職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	25									25
19	20									20
20	19									19
21	20									20
22	56									56
23	19	60								79
24	15	75	1							91
25	6	96	4							106
26	1	101	6							108
27	4	76	12							92
28		77	27	2						106
29	6	70	25	3						104
30	1	65	38	6						110
31	1	53	48	12						114
32	4	22	79	19						124
33	1	11	63	21						96
34		11	63	30						104
35		7	52	37	3					99
36		1	46	20	1					68
37			34	31	8					73
38		2	34	58	5		1			100
39			16	37	11	3				67
40		1	20	55	10	1				87
41			5	42	6	2				55
42			5	29	14	1				49
43			6	16	9	1				32
44			8	21	17	4				50
45			4	31	16	2				53
46			2	12	11	3	3			31
47				27	22	4				53
48				23	19	7	5			54
49				20	28	8	1	1		58
50				22	20	10	4	1		57
51				12	29	8	6	1		56
52				24	29	7	5	3		68
53				17	28	6	11	5		67
54				16	22	9	7	6		60
55				25	23	7	2	4	1	62
56				26	26	9	6	5	2	74
57			1	31	27	10	7	4	3	83
58				25	40	4	8	2	3	82
59				29	42	6	3	4	2	86
60										
61~										
小計	198	728	599	779	466	112	69	36	11	2,998
再任用員										
60										
61~							1			1
小計							1			1
合計	198	728	599	779	466	112	70	36	11	2,999

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
再任用 短時間 勤務職員										
60			1		8	1				10
61~				4	6	2				12
計			1	4	14	3				22

研究職給料表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23		4				4
24		4				4
25		6				6
26		1				1
27		6				6
28		2				2
29		6				6
30		9				9
31		5				5
32		2	1			3
33		1	2			3
34		1	3			4
35		1	7			8
36			5			5
37		1	10			11
38			8			8
39			6			6
40			4			4
41			13			13
42			6			6
43			1	3		4
44				9		9
45				10		10
46				8		8
47				2	3	5
48					8	8
49				2	10	12
50					8	8
51					4	4
52					6	6
53					7	7
54					1	1
55					8	8
56					3	3
57					6	6
58						
59					4	4
60						
61~						
小計		49	66	34	68	217
再任用員						
60						
61~			1			1
小計			1			1
合計		49	67	34	68	218

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
再任用員						
短時間勤務職員						
60			1			1
61~			8			8
計			9			9

医療職給料表 (一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27	2				2
28	2				2
29	1				1
30	1				1
31	3	2			5
32					
33		3			3
34		1			1
35		2			2
36	1	2			3
37		1			1
38			1		1
39		1	1		2
40					
41				1	1
42					
43				2	2
44					
45					
46			1		1
47					
48			1		1
49					
50					
51			1		1
52					
53					
54				1	1
55				1	1
56				1	1
57				1	1
58					
59				1	1
60				2	2
61~				3	3
小計	10	12	5	13	40
再任用員					
60					
61~					
小計					
合計	10	12	5	13	40

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用員					
短時間勤務職員					
60					
61~					
計					

医療職給料表（二）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					1
24							
25		3					3
26		5					5
27		4	1				5
28		2	2				4
29		1	4				5
30		1	8				9
31			6				6
32			3				3
33		2	2				4
34		1	4				5
35			3	1			4
36				1			1
37			1	3			4
38			1	5			6
39			2	3			5
40			1	6			7
41				7			7
42				3	3		6
43				2	6		8
44						5	5
45				1	2	4	7
46					3	6	9
47				1		6	7
48						2	2
49						3	3
50						4	4
51						1	1
52						5	5
53						5	5
54						4	4
55				1		5	6
56						5	5
57						12	12
58						5	5
59						4	4
60							
61～							
小 計		20	38	34	14	76	182
再任用 職員							
60							
61～				1			1
小 計				1			1
合 計		20	38	35	14	76	183

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再任用 短時間 勤務職員							
60				3			3
61～				6			6
計				9			9

医療職給料表（三）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		1					1
23		1					1
24		4					4
25		2					2
26		2					2
27							
28		1	1				2
29							
30							
31			1				1
32			1				1
33			1				1
34			2	2			4
35			2	3			5
36		1	1	2			4
37			1	2			3
38			1	3			4
39				2	1		3
40				1	2		3
41				1	5		6
42					3		3
43					1		1
44		1		1	1		3
45			2	1	4	1	8
46					3		3
47					3		3
48				1	1	4	6
49					3	4	7
50					3		3
51					1	2	3
52					2	6	8
53					1	8	9
54					1	6	7
55						2	2
56						3	3
57					1	5	6
58						3	3
59						1	1
60							
61～							
小 計		13	13	19	36	45	126
再任用 職員							
60							
61～							
小 計							
合 計		13	13	19	36	45	126

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再任用 短時間 勤務職員							
60							
61～							
計							

高等学校等教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22	1	14			15
23	3	26			29
24	2	43			45
25	2	52			54
26	6	41			47
27	6	42			48
28	3	39			42
29	2	55			57
30	4	51			55
31	11	52			63
32	3	47			50
33	3	59			62
34	3	55			58
35	2	73			75
36	6	75			81
37	4	86			90
38	3	90			93
39	5	65			70
40	5	91			96
41		99			99
42	1	91			92
43	1	99			100
44	2	108			110
45		116			116
46	1	116	1		118
47		142	5		147
48	1	149	11		161
49		137	14		151
50		187	12		199
51		160	10	2	172
52		145	11	7	163
53		128	9	7	144
54		114	10	8	132
55	1	123	1	8	133
56		100	2	12	114
57	1	115	2	8	126
58		100	5	11	116
59	1	71	8	7	87
60					
61~					
小計	83	3,356	101	70	3,610
再任用 職員					
60	3	18			21
61~	6	26			32
小計	9	44			53
合計	92	3,400	101	70	3,663

中学校・小学校教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22		102			102
23		141			141
24		177			177
25		191			191
26		149			149
27		163			163
28		158			158
29		185			185
30		161			161
31		163			163
32		166			166
33		144			144
34		164			164
35		155			155
36		144			144
37		144			144
38		169			169
39		142			142
40		213			213
41		195			195
42		220			220
43		227			227
44		258			258
45		286			286
46		234	3		237
47		243			243
48		291	10		301
49		307	23	2	332
50		280	34		314
51		284	68	3	355
52		277	77	17	371
53		289	107	21	417
54		302	102	58	462
55		316	56	79	451
56		256	32	102	390
57		233	27	86	346
58		156	11	98	265
59		113	15	80	208
60					
61~		1			1
小計		7,799	565	546	8,910
再任用 職員					
60		2			2
61~		3			3
小計		5			5
合計		7,804	565	546	8,915

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60		21			21
61~	2	43			45
計	2	64			66

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60		27			27
61~		26			26
計		53			53

学校栄養職員給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38			1			1
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55				1		1
56				1		1
57						
58						
59						
60						
61~						
小 計			1	2		3
再 任 用 職 員						
60						
61~						
小 計						
合 計			1	2		3

特定任期付
職員

号級 年齢	5号給
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61~	1
合 計	1

合 計

年 齢	人 員
18	28
19	24
20	35
21	34
22	226
23	307
24	415
25	443
26	382
27	387
28	379
29	438
30	423
31	422
32	414
33	371
34	419
35	449
36	417
37	429
38	507
39	454
40	561
41	584
42	579
43	580
44	641
45	705
46	585
47	658
48	749
49	750
50	739
51	775
52	792
53	788
54	832
55	776
56	729
57	716
58	587
59	474
60	3
61~	5
小 計	21,011
再 任 用 職 員	
60	36
61~	59
小 計	95
合 計	21,106

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員						
60						
61~						
計						

	人 員
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	
60	85
61~	159
計	244

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	1										1
19											
20	1										1
21											
22	6										6
23	3										3
24	1										1
25	2										2
26		3									3
27		4									4
28		2									2
29		5									5
30			3								3
31		3	1								4
32			2								2
33			4								4
34			8								8
35			5								5
36			10								10
37			5								5
38			8								8
39			5	5							10
40				13							13
41				8							8
42				17							17
43				11							11
44				11							11
45				1	5						6
46					4						4
47					7						7
48					6	1					7
49				1	8	3					12
50					2	4					6
51					7	2					9
52						4	1				5
53						2	1				3
54						1					1
55						1		1			2
56							3				3
57						2					2
58						1	1				2
59						1	2	1			4
60											
61～											
小計	14	17	51	67	39	22	8	2			220
再任用 職員											
60			3								3
61～			1								1
小計			4								4
合計	14	17	55	67	39	22	8	2			224

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
再任用 短時間 勤務											
60											
61～											
計											

行政職給料表（病院事業庁）

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28		1									1
29											
30		3	1								4
31			1								1
32			1								1
33		1									1
34			2								2
35											
36			1								1
37											
38			1								1
39			1	2							3
40				3							3
41				2							2
42				4							4
43				2							2
44											
45											
46			1		1						2
47					1						1
48											
49					3						3
50				1		1					2
51											
52						2					2
53											
54						1	1				2
55						3		1			4
56						1					1
57											
58											
59											
60											
61～											
小計		5	9	14	5	8	1	1			43
再任用員											
60											
61～											
小計											
合計		5	9	14	5	8	1	1			43

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
再任用短時間勤務職員											
60											
61～			1								1
計			1								1

医療職給料表（一）（病院事業庁）

年齢	1級	2級	3級	4級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28	1				1
29	1				1
30					
31	1				1
32	2	1			3
33					
34	1				1
35	1	2			3
36		2			2
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43			2		2
44					
45					
46					
47	1				1
48			1		1
49		1			1
50					
51					
52				1	1
53					
54					
55				1	1
56					
57					
58					
59					
60					
61～				2	2
小計	8	6	3	4	21
再任用員					
60					
61～					
小計					
合計	8	6	3	4	21

	1級	2級	3級	4級	計
再任用短時間勤務職員					
60					
61～					
計					

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27		1					1
28							
29		1					1
30							
31			2				2
32		1	1				2
33			2				2
34							
35			2				2
36			1	1			2
37				1			1
38							
39							
40							
41				3			3
42							
43					1		1
44						1	1
45							
46					1		1
47						1	1
48							
49							
50						1	1
51							
52							
53							
54						1	1
55						1	1
56						2	2
57							
58						1	1
59						1	1
60							
61～							
小計		3	8	5	2	9	27
再任用員							
60							
61～							
小計							
合計		3	8	5	2	9	27

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		1					1
23							
24		1					1
25		3					3
26		1					1
27		5					5
28		1	1				2
29		1	1				2
30			1				1
31		2	1				3
32		2	3				5
33			3	1			4
34		1	2				3
35		1	1	3			5
36			6	2			8
37			2	2			4
38		1	3	6			10
39		1		1	2		4
40			1	4	1		6
41		1	1	3	4		9
42			1	1	1		3
43			1	1	3		5
44			1	1	5		7
45					4		4
46					3	1	4
47				1	5	2	8
48				2	4		6
49				1	3	1	5
50				1	4	1	6
51				1	4	1	6
52			1	1	4		6
53			1		3	1	5
54			1		2	3	6
55					2		2
56				1	2		3
57				1	1	1	3
58						1	1
59						1	1
60							
61～							
小計		22	32	34	57	13	158
再任用員							
60			2				2
61～			1				1
小計			3				3
合計		22	35	34	57	13	161

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再任用短時間勤務職員							
60							
61～							
計							

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再任用短時間勤務職員							
60							
61～							
計							

現業職員給料表（知事部局等）

年齢	級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23		1				1
24		1				1
25		1				1
26						
27			2			2
28			1			1
29		1				1
30			2			2
31			1			1
32			1			1
33						
34			1			1
35				1		1
36				6		6
37				7		7
38				6		6
39				11		11
40				13		13
41				12		12
42				15		15
43				19		19
44				16		16
45				10		10
46				8		8
47				12		12
48				23		23
49				16		16
50				16		16
51				13		13
52				20		20
53				19		19
54				24		24
55				6	12	18
56				2	13	15
57				2	11	13
58				1	12	13
59				1	8	9
60						
61～						
小計		4	8	279	56	347
再任用 職員						
60				6		6
61～				14		14
小計				20		20
合計		4	8	299	56	367

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60					
61～					
計					

現業職員給料表（企業庁）

年齢	級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47				1		1
48						
49						
50						
51				1		1
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61～						
小計				2		2
再任用 職員						
60						
61～						
小計						
合計				2		2

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60					
61～					
計					

現業職員給料表 (病院事業庁)

年齢	級					計
	1 級	2 級	3 級	4 級		
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33				1		1
34				1		1
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43				1		1
44				1		1
45				1		1
46						
47						
48				1		1
49				1		1
50				1		1
51						
52				1		1
53						
54				1		1
55						
56				1		1
57						
58						
59						
60						
61~						
小計			10	1		11
再任用 職員						
60						
61~						
小計						
合計			10	1		11

総 計

年齢	人 員
18	29
19	24
20	36
21	34
22	233
23	311
24	418
25	449
26	386
27	399
28	386
29	448
30	433
31	434
32	428
33	383
34	435
35	465
36	446
37	446
38	532
39	482
40	596
41	618
42	618
43	621
44	677
45	726
46	604
47	689
48	787
49	788
50	771
51	804
52	827
53	815
54	867
55	804
56	754
57	734
58	604
59	489
60	3
61~	7
小計	21,840
再任用 職員	
60	47
61~	75
小計	122
合計	21,962

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 勤務職員					
60					
61~					
計					

	人 員
再任用 勤務職員	
60	85
61~	160
計	245

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位：人)

給料表	学歴級	大 学	短 大	高 校	中 学	計	再任用職員を除く				
							大 学	短 大	高 校	中 学	計
行 政	1	223	27	55	1	306	223	27	55	1	306
	2	343	30	41	-	414	343	27	41	-	411
	3	527	146	223	-	896	522	131	212	-	865
	4	868	133	333	1	1,335	868	133	333	1	1,335
	5	744	56	264	-	1,064	744	56	264	-	1,064
	6	427	59	262	2	750	427	59	262	2	750
	7	115	3	10	-	128	115	3	10	-	128
	8	42	-	-	-	42	42	-	-	-	42
	9	20	-	1	-	21	20	-	1	-	21
	10	2	-	-	-	2	2	-	-	-	2
職 計	3,311	454	1,189	4	4,958	3,306	436	1,178	4	4,924	
公 安	1	81	8	109	-	198	81	8	109	-	198
	2	512	38	178	-	728	512	38	178	-	728
	3	428	38	132	1	599	428	38	132	1	599
	4	393	18	363	5	779	393	18	363	5	779
	5	212	11	243	-	466	212	11	243	-	466
	6	46	3	63	-	112	46	3	63	-	112
	7	43	5	22	-	70	43	5	21	-	69
	8	18	3	14	1	36	18	3	14	1	36
	9	6	-	5	-	11	6	-	5	-	11
	職 計	1,739	124	1,129	7	2,999	1,739	124	1,128	7	2,998
研 究	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	49	-	-	-	49	49	-	-	-	49
	3	64	3	-	-	67	63	3	-	-	66
	4	32	2	-	-	34	32	2	-	-	34
	5	65	3	-	-	68	65	3	-	-	68
	職 計	210	8	-	-	218	209	8	-	-	217
医 療 職 (一)	1	10	-	-	-	10	10	-	-	-	10
	2	12	-	-	-	12	12	-	-	-	12
	3	5	-	-	-	5	5	-	-	-	5
	4	13	-	-	-	13	13	-	-	-	13
	職 計	40	-	-	-	40	40	-	-	-	40
一 療 職 (二)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	19	1	-	-	20	19	1	-	-	20
	3	33	5	-	-	38	33	5	-	-	38
	4	27	8	-	-	35	26	8	-	-	34
	5	10	4	-	-	14	10	4	-	-	14
	職 計	145	38	-	-	183	144	38	-	-	182
医 療 職 (三)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	11	2	-	-	13	11	2	-	-	13
	3	2	11	-	-	13	2	11	-	-	13
	4	4	15	-	-	19	4	15	-	-	19
	5	3	32	1	-	36	3	32	1	-	36
	職 計	57	66	3	-	126	57	66	3	-	126
高 校 等 教 育 職	1	74	8	9	1	92	70	8	4	1	83
	2	3,246	89	65	-	3,400	3,205	86	65	-	3,356
	3	101	-	-	-	101	101	-	-	-	101
	4	69	1	-	-	70	69	1	-	-	70
	職 計	3,490	98	74	1	3,663	3,445	95	69	1	3,610
中 小 校 教 育 職	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	7,201	602	1	-	7,804	7,201	597	1	-	7,799
	3	556	9	-	-	565	556	9	-	-	565
	4	539	7	-	-	546	539	7	-	-	546
	職 計	8,296	618	1	-	8,915	8,296	613	1	-	8,910
学 校 栄 養 職 員	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
	4	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2
	職 計	1	2	-	-	3	1	2	-	-	3
特定任期付職員	5号給	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
合 計		17,290	1,408	2,396	12	21,106	17,238	1,382	2,379	12	21,011

給料表		学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計	再任用職員を除く				
								大 学	短 大	高 校	中 学	計
行 業	企 業	1	11	-	3	-	14	11	-	3	-	14
		2	14	1	2	-	17	14	1	2	-	17
		3	19	1	35	-	55	18	1	32	-	51
		4	48	3	16	-	67	48	3	16	-	67
		5	21	2	16	-	39	21	2	16	-	39
		6	16	-	6	-	22	16	-	6	-	22
		7	7	-	1	-	8	7	-	1	-	8
		8	1	1	-	-	2	1	1	-	-	2
		9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政 庁	計		137	8	79	-	224	136	8	76	-	220
		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2	4	-	1	-	5	4	-	1	-	5
		3	6	2	1	-	9	6	2	1	-	9
		4	10	3	1	-	14	10	3	1	-	14
		5	3	-	2	-	5	3	-	2	-	5
		6	4	-	4	-	8	4	-	4	-	8
		7	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
		8	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
		9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職 院	計		29	5	9	-	43	29	5	9	-	43
		1	8	-	-	-	8	8	-	-	-	8
		2	6	-	-	-	6	6	-	-	-	6
		3	3	-	-	-	3	3	-	-	-	3
		4	4	-	-	-	4	4	-	-	-	4
		計	21	-	-	-	21	21	-	-	-	21
		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2	-	3	-	-	3	-	3	-	-	3
		3	1	7	-	-	8	1	7	-	-	8
		4	3	2	-	-	5	3	2	-	-	5
5	1	1	-	-	2	1	1	-	-	2		
6	4	5	-	-	9	4	5	-	-	9		
計	9	18	-	-	27	9	18	-	-	27		
医 療 職 業 (二)	計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2	12	10	-	-	22	12	10	-	-	22
		3	5	28	2	-	35	5	27	-	-	32
		4	2	26	6	-	34	2	26	6	-	34
		5	1	51	5	-	57	1	51	5	-	57
		6	-	13	-	-	13	-	13	-	-	13
計	20	128	13	-	161	20	127	11	-	158		
医 療 職 業 (三)	計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		1	-	4	-	-	4	-	4	-	-	4
		2	1	2	5	-	8	1	2	5	-	8
		3	28	35	220	16	299	28	34	207	10	279
		4	3	4	44	5	56	3	4	44	5	56
		計	32	45	269	21	367	32	44	256	15	347
		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3	1	-	1	-	2	1	-	1	-	2
		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	-	1	-	2	1	-	1	-	2		
現 業 職 員	病 院 事 業 庁	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3	-	3	7	-	10	-	3	7	-	10
		4	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1
		計	-	4	7	-	11	-	4	7	-	11
総 計		17,539	1,616	2,774	33	21,962	17,486	1,588	2,739	27	21,840	

第8表 扶養親族の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1 人	3,233 人	1,451 人	1,479 人	303 人
2 人	3,419	1,483	3,232	246
3 人	2,477	1,907	2,446	167
4 人	617	525	617	94
5 人	94	80	94	42
6人以上	22	20	22	8
計	9,862	5,466	7,890	860

(注) 1. この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2. 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。

(その2、その3及び第9-1表から第10-2表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	5,466 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 まで	13,557
うち配偶者のいない職員の扶養親族1人	446
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,551
計	20,574

その3 給料表別平均手当額及び平均扶養親族数

項目 給料表	手当受給職員	手当受給者 1人あたり平均額	平均扶養親族数	
			受給者平均	職員平均
行政職	2,595人	20,777円	2.2人	1.1人 (1.1)
公安職	1,748	20,253	2.1	1.2 (1.2)
研究職	123	21,610	2.2	1.3 (1.3)
医療職(一)	24	19,708	2.0	1.2
医療職(二)	70	18,986	2.0	0.8 (0.8)
医療職(三)	24	16,813	2.0	0.4
高校等教育職	1,852	20,475	2.1	1.1 (1.1)
中小学校教育職	3,426	19,181	2.0	0.8 (0.8)
学校栄養職員	—	—	—	—
特定期付職員	—	—	—	—
平均(計)	9,862	20,059	2.1	1.0 (1.0)

(注) ()は、再任用職員を除いた職員平均の数である。

第9-1表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等

給料表	住居の種類	自 宅	借 家 借			
			公 舎	職 員 住 宅	公 営 住 宅	
行 政 職		3,961 人	997 人 (762)	199 人	60 人	8 人
公 安 職		1,430	1,569 (1,141)	10	1,082	—
研 究 職		145	73 (61)	9	4	2
医 療 職 (一)		24	16 (9)	2	7	—
医 療 職 (二)		136	47 (40)	7	—	—
医 療 職 (三)		112	14 (10)	4	—	—
高 校 等 教 育 職		2,885	778 (778)	—	102	—
中 小 校 教 育 職		7,513	1,402 (1,389)	1	52	3
学 校 栄 養 職 員		2	1 (1)	—	—	—
特 定 任 期 付 職 員		1	—	—	—	—
計		16,209	4,897 (4,191)	232	1,307	13
家 賃 等 の 平 均 負 担 額			41,190 円	9,057 円	14,253 円	50,777 円

(注) () は、借家、借間等で手当を支給されている職員数である。(第9-2表において

間 　　　　　な　　　　　ど				受 給 者 1 人		職 員 1 人
民間借家・借間	そ の 他	配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	家 賃 等 の 平 均 負 担 額	当 たり 手 当 額	配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	当 たり 手 当 額
730 人	人	—	43,748 円	7,568 円	—	4,512 円
473	—	4	24,432	9,255	13,500	6,758
58	—	—	47,300	11,882	—	7,685
7	—	—	37,994	11,810	—	5,905
40	—	—	47,046	10,790	—	6,191
10	—	—	38,086	9,158	—	2,253
676	—	—	50,480	9,255	—	5,650
1,345	1	—	52,507	9,412	—	4,394
1	—	—	64,000	27,000	—	9,000
—	—	—	—	—	—	—
3,340	1	4	41,190	8,940	13,500	5,016
53,898 円	9,500 円	72,703 円				

同じ。)

第9-2表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等（再任用職員を除く）

給料表	住居の種類	自 宅	借 家 借			
			公 舎	職 員 住 宅	公 営 住 宅	
行 政 職		3,927 人	997 人 (762)	199 人	60 人	8 人
公 安 職		1,429	1,569 (1,141)	10	1,082	—
研 究 職		144	73 (61)	9	4	2
医 療 職 (一)		24	16 (9)	2	7	—
医 療 職 (二)		135	47 (40)	7	—	—
医 療 職 (三)		112	14 (10)	4	—	—
高 校 等 教 育 職		2,832	778 (778)	—	102	—
中 小 校 教 育 職		7,508	1,402 (1,389)	1	52	3
学 校 栄 養 職 員		2	1 (1)	—	—	—
特 定 任 期 付 職 員		1	—	—	—	—
計		16,114	4,897 (4,191)	232	1,307	13
家 賃 等 の 平 均 負 担 額			41,190 円	9,057 円	14,253 円	50,777 円

間 　　　　　な　　　　　ど				受 給 者 1 人		職 員 1 人
民間借家・ 借 間	そ の 他	配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	家 賃 等 の 平 均 負 担 額	当 たり 手 当 額	配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	当 たり 手 当 額
730 人	人	—	43,748 円	7,568 円	—	4,544 円
473	—	4	24,432	9,255	13,500	6,760
58	—	—	47,300	11,882	—	7,720
7	—	—	37,994	11,810	—	5,905
40	—	—	47,046	10,790	—	6,225
10	—	—	38,086	9,158	—	2,253
676	—	—	50,480	9,255	—	5,733
1,345	1	—	52,507	9,412	—	4,397
1	—	—	64,000	27,000	—	9,000
—	—	—	—	—	—	—
3,340	1	4	41,190	8,940	13,500	5,039
53,898 円	9,500 円	72,703 円				

第10-1表 給料表別通勤手当の支給状況等

区 分		通 勤 手 当					
		交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者	
		人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額
給 料 表	行政職	1,582 人	12,622 円	2,446 人	10,553 円	360 人	25,371 円
	公安職	93	13,769	2,015	8,865	40	32,021
	研究職	27	18,197	152	11,720	16	42,552
	医療職（一）	2	9,680	17	5,847	—	—
	医療職（二）	32	18,483	124	12,629	8	32,090
	医療職（三）	8	15,897	102	9,145	2	43,613
	高校等教育職	155	15,926	3,192	10,162	91	36,594
	中小校教育職	186	11,094	8,150	7,218	72	27,793
	学校栄養職員	—	—	3	8,067	—	—
	特 定 任期付職員	—	—	—	—	—	—
計	2,085	12,954	16,201	8,601	589	28,472	
平均利用距離		22.9 km		13.3 km		41.4 km	
平均通勤所要時間		46.4 分		28.2 分		59.3 分	

- (注) 1. 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。(第10-2表において同じ。)
2. 「交通機関利用者1人当たり運賃平均負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。(第10-2表において同じ。)
3. 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。(第10-2表において同じ。)

当		通 勤 手 当 非 受 給 者	職 員 1 人 当 た り 支 給 額	交 通 機 関 利 用 者 1 人 当 た り 運 賃 平 均 負 担 額
人 員	受 給 者 1 人 当 た り 支 給 額			
4,388 人	12,515 円	570 人	11,076 円	14,332 円
2,148	9,508	851	6,810	18,374
195	15,147	23	13,549	26,500
19	6,250	21	2,969	9,680
164	14,720	19	13,192	20,405
112	10,243	14	9,105	21,140
3,438	11,121	225	10,438	22,865
8,408	7,480	507	7,055	14,514
3	8,067	—	8,067	—
—	—	1	—	—
18,875	9,702	2,231	8,676	15,647
15.2 km				
31.2 分		12.6 分	28.5 分	

第10-2表 給料表別通勤手当の支給状況等（再任用職員を除く）

区 分		通 勤 手 当					
		交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者	
		人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額
給 料 表	行政職	1,569人	12,647円	2,427人	10,578円	360人	25,371円
	公安職	93	13,769	2,014	8,864	40	32,021
	研究職	27	18,197	151	11,707	16	42,552
	医療職（一）	2	9,680	17	5,847	—	—
	医療職（二）	32	18,483	123	12,666	8	32,090
	医療職（三）	8	15,897	102	9,145	2	43,613
	高校等教育職	148	16,188	3,150	10,168	90	36,767
	中小校教育職	184	11,175	8,147	7,219	72	27,793
	学校栄養職員	—	—	3	8,067	—	—
	特 定 任期付職員	—	—	—	—	—	—
計	2,063	12,993	16,134	8,600	588	28,485	
平均利用距離		22.9 km		13.3 km		41.4 km	
平均通勤所要時間		46.4 分		28.2 分		59.3 分	

当		通 勤 手 当 非 受 給 者	職 員 1 人 当 た り 支 給 額	交 通 機 関 利 用 者 1 人 当 た り 運 賃 平 均 負 担 額
人 員	受 給 者 1 人 当 た り 支 給 額			
4,356 人	12,546 円	568 人	11,099 円	14,365 円
2,147	9,508	851	6,809	18,380
194	15,154	23	13,548	26,622
19	6,250	21	2,969	9,680
163	14,761	19	13,220	20,517
112	10,243	14	9,105	21,140
3,388	11,138	222	10,453	23,034
8,403	7,482	507	7,057	14,520
3	8,067	—	8,067	—
—	—	1	—	—
18,785	9,705	2,226	8,677	15,674
15.2 km				
31.2 分		12.6 分	28.5 分	

参考1 給料表別休職者等の状況

給料表	区分	休職	公益法人等派遣	外国派遣	大学院修学休業	育児休業	育児短時間勤務	計
行政職	職	33人	74人	—	—	81人	19人	207人
公安職	職	7	2	—	—	36	1	46
研究職	職	—	—	—	—	3	—	3
医療職(一)		—	—	—	—	1	1	2
医療職(二)		4	—	—	—	8	—	12
医療職(三)		—	—	—	—	4	—	4
高校等教育職		24	1	1	—	81	24	131
中小校教育職		44	3	1	1	317	25	391
学校栄養職員		—	—	—	—	—	—	—
特定任期付職員		—	—	—	—	—	—	—
計		112	80	2	1	531	70	796

行政職	企業庁	6	—	—	—	3	1	10
	病院事業庁	1	—	—	—	2	1	4
医療職(一)		—	2	—	—	—	1	3
医療職(二)		1	—	—	—	3	—	4
医療職(三)		2	—	—	—	6	1	9

現業職員	知事部局等	2	—	—	—	—	—	2
	企業庁	—	—	—	—	—	—	—
	病院事業庁	—	—	—	—	—	—	—

合計		124	82	2	1	545	74	828
----	--	-----	----	---	---	-----	----	-----

(注) 平成25年4月の人事統計調査において調査対象外になった職員の状況である。

第11表 初任給の状況(代表例)

給料表	区分	給料月額
行政職	A試験(大学卒)	178,800円
	B試験(短大卒)	158,700
	C試験(高校卒)	144,500
公安職	C試験(高校卒)	168,400
研究職	A試験(大学卒)	194,800
	C試験(高校卒)	145,200
医療職(一)	医師(大学6卒)	247,600
医療職(二)	薬剤師(大学6卒)	204,000
医療職(三)	看護師(短大3卒)	198,300
	准看護師(養成所卒)	159,000
高校等 中小校 教育職	教諭(大学卒)	199,700

Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、平成25年
職種別民間給与実態調査に基づいて作成したものである。

平成25年職種別民間給与実態調査の概要

1. 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2. 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3. 調査の範囲

ア. 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 778 事業所

イ. 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 56 職種、合計 78 職種

4. 調査対象の抽出

ア. 事業所の抽出

上記3のアに記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から165事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ. 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ. 調査実人員

6,577人（うち初任給関係職種 274人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、5,769人（うち初任給関係職種 231人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は46,535人であり、うち行政職に相当するものは38,393人である。

5. 集 計

ア. 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

イ. 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第12表 産業別、企業規模別調査対象事業所数

(単位：事業所)

産業	企業規模	規 模 計	規 模		
			500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
産 業 計		156	60	67	29
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業		12	4	2	6
製 造 業		86	37	40	9
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		20	7	8	5
卸 売 業 ， 小 売 業		7	1	3	3
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		5	3	2	-
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		26	8	12	6

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が9あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員・技術者計	大学卒	197,702	202,142	190,813	※ 194,950
		短大卒	171,329	172,622	※ 170,683	※ 166,959
		高校卒	164,008	165,770	152,531	※ 165,371
	新卒事務員	大学卒	193,570	198,323	183,131	※ 193,100
		短大卒	171,037	※ 171,361	※ 170,308	—
		高校卒	163,151	165,773	145,822	X
	新卒技術者	大学卒	202,214	207,251	196,891	※ 196,800
		短大卒	171,684	※ 175,846	※ 170,955	※ 166,959
		高校卒	164,736	165,768	157,681	※ 167,100
そ の 他	準新卒医師	大学6卒	X	X	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	※ 208,150	X	X	—
	新卒栄養士	短大卒	※ 179,500	※ 179,500	—	—
	準新卒看護師	短大3卒	204,166	199,715	※ 228,200	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。
 2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
 3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 4. 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。

第14表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務	支店長	5	46.4	632,702	—	632,702	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	46.3	758,597	—	758,597	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	46.4	482,946	—	482,946	
技	工場長	12	53.5	700,133	2,796	697,337	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	52.5	810,995	—	810,995	
	短大卒	2	52.7	558,720	16,399	542,321	
	高校卒	3	55.8	565,157	—	565,157	
術	事務部長	98	52.0	576,607	189	576,418	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	72	52.2	578,935	257	578,678	
	短大卒	5	50.7	586,096	—	586,096	
	高校卒	20	51.2	569,911	—	569,911	
関	事務部長	1	X	X	X	X	同 上
	大学卒	138	51.1	630,647	867	629,780	
	短大卒	84	50.3	649,471	175	649,296	
	高校卒	14	52.9	562,665	127	562,538	
係	事務部長	39	52.2	605,796	2,866	602,930	同 上
	短大卒	1	X	X	X	X	
	大学卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
職	事務部次長	40	49.3	537,169	2,112	535,057	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	32	48.7	554,353	2,771	551,582	
	短大卒	2	51.4	473,780	—	473,780	
	高校卒	6	51.1	484,285	—	484,285	
種	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術部次長	46	50.7	544,336	8,695	535,641	前記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	23	48.6	589,945	7,898	582,047	
	短大卒	5	52.3	505,827	2,119	503,708	
	高校卒	18	52.8	498,888	11,590	487,298	
	中学卒	—	—	—	—	—	
・	事務課長	251	48.4	491,997	6,115	485,882	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長又は職能資格等が前記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	142	48.2	497,508	7,056	490,452	
	短大卒	13	44.7	428,360	10,080	418,280	
	高校卒	95	49.2	493,077	4,384	488,693	
	中学卒	1	X	X	X	X	
技術	技術課長	337	47.7	530,145	7,028	523,117	同 上
	大学卒	160	46.8	534,660	7,005	527,655	
	短大卒	39	47.3	510,795	6,722	504,073	
	高校卒	136	48.8	530,867	7,226	523,641	
	中学卒	2	53.8	481,046	—	481,046	
関	事務課長代理	90	44.7	437,650	37,090	400,560	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者又は職能資格等が前記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大学卒	49	42.7	470,391	58,108	412,283	
	短大卒	10	44.2	390,292	11,450	378,842	
	高校卒	31	47.5	407,567	16,475	391,092	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術課長代理	94	44.4	491,077	37,878	453,199	同 上
	大学卒	42	42.8	482,611	27,747	454,864	
	短大卒	14	43.6	492,823	33,062	459,761	
	高校卒	37	46.4	503,534	54,464	449,070	
	中学卒	1	X	X	X	X	
職 種	事務係長	345	43.7	404,266	42,556	361,710	係の長及び係長級専門職
	大学卒	146	41.0	404,758	46,556	358,202	
	短大卒	32	40.4	364,396	39,131	325,265	
	高校卒	165	46.5	411,702	39,725	371,977	
	中学卒	2	51.4	380,338	49,145	331,193	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	技術係長	348	40.1	471,442	82,991	388,451	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	139	38.1	480,088	96,016	384,072	
	短 大 卒	34	39.1	477,289	80,948	396,341	
	高 校 卒	168	42.2	460,741	70,252	390,489	
	中 学 卒	7	52.4	442,633	33,474	409,159	
技 術 関 係	事務主任	333	46.0	430,702	36,739	393,963	職務上一般係員 より上位にある 主任者
	大 学 卒	111	41.0	389,333	39,203	350,130	
	短 大 卒	35	42.4	402,028	68,574	333,454	
	高 校 卒	176	48.1	450,167	32,166	418,001	
	中 学 卒	11	54.9	463,502	33,048	430,454	
職 種	技術主任	363	40.4	431,786	61,826	369,960	同 上
	大 学 卒	165	35.1	403,353	73,734	329,619	
	短 大 卒	33	37.0	437,130	77,742	359,388	
	高 校 卒	155	46.2	460,789	48,056	412,733	
	中 学 卒	10	51.3	440,861	22,529	418,332	
職 種	事務係員	1,601	35.9	290,146	29,937	260,209	
	大 学 卒	627	32.3	299,290	33,857	265,433	
	短 大 卒	257	35.6	266,035	23,679	242,356	
	高 校 卒	705	39.0	290,102	28,772	261,330	
	中 学 卒	12	46.1	305,089	22,579	282,510	
職 種	技術係員	1,437	33.8	332,643	52,647	279,996	
	大 学 卒	681	31.7	349,035	61,361	287,674	
	短 大 卒	142	34.1	330,899	58,262	272,637	
	高 校 卒	606	35.7	316,750	43,071	273,679	
	中 学 卒	8	41.9	377,326	47,180	330,146	

(2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支店長	4	44.3	653,199	—	653,199	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	46.3	758,597	—	758,597	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	工場長	8	53.0	753,699	3,950	749,749	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	51.8	812,698	—	812,698	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部長	43	52.8	691,176	230	690,946	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	32	53.0	710,885	312	710,573	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	10	52.8	640,641	—	640,641	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部長	81	50.7	679,624	900	678,724	同 上
	大学卒	54	49.6	685,035	247	684,788	
	短大卒	5	55.3	651,638	—	651,638	
	高校卒	21	52.3	665,924	3,129	662,795	
	中学卒	1	X	X	X	X	
種	事務部次長	31	49.9	569,149	2,602	566,547	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	24	48.9	598,095	3,675	594,420	
	短大卒	2	51.4	473,780	—	473,780	
	高校卒	5	52.4	506,931	—	506,931	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術部次長	16	46.6	629,221	594	628,627	同 上
	大学卒	14	46.8	644,872	709	644,163	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長	124	48.1	571,242	8,621	562,621	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長又は職能 資格等が前記課の 長と同等と認めら れる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	73	47.4	573,145	12,595	560,550	
	短 大 卒	4	48.5	612,704	17,715	594,989	
	高 校 卒	47	49.0	565,590	2,849	562,741	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長	200	48.4	572,038	5,083	566,955	同 上
	大 学 卒	92	47.5	575,827	3,755	572,072	
	短 大 卒	24	48.5	557,662	9,375	548,287	
	高 校 卒	83	49.4	572,254	5,449	566,805	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
関 係	事務課長代理	56	42.1	478,737	51,596	427,141	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者又は職能資格等 が前記課長代理と同等と 認められる課長代理及び 課長代理級専門職
	大 学 卒	37	41.3	513,651	73,021	440,630	
	短 大 卒	4	40.4	395,350	31,809	363,541	
	高 校 卒	15	43.9	431,500	16,656	414,844	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長代理	55	45.4	533,981	33,094	500,887	同 上
	大 学 卒	22	43.6	529,003	14,752	514,251	
	短 大 卒	9	44.5	515,489	21,190	494,299	
	高 校 卒	24	48.0	547,917	59,880	488,037	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 長	事務係長	171	43.8	444,035	51,363	392,672	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	56	40.2	432,340	59,535	372,805	
	短 大 卒	16	39.2	405,237	45,416	359,821	
	高 校 卒	98	46.5	455,904	47,620	408,284	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
種 別	技術係長	206	39.5	497,271	87,272	409,999	同 上
	大 学 卒	90	37.7	498,885	99,131	399,754	
	短 大 卒	21	38.6	484,878	75,330	409,548	
	高 校 卒	92	42.2	501,151	76,200	424,951	
	中 学 卒	3	52.1	419,503	12,662	406,841	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	職務上一般係員 より上位にある 主任者	
	189	48.2	476,795	37,688	439,107		
	大学卒	51	43.3	445,423	46,759		398,664
	短大卒	18	42.9	457,309	71,763		385,546
	高校卒	114	49.6	484,873	32,274		452,599
中学卒	6	55.8	523,052	39,493	483,559		
技術主任	264	40.6	442,194	60,695	381,499	同 上	
	大学卒	113	34.6	404,133	70,054		334,079
	短大卒	27	36.7	441,890	78,686		363,204
	高校卒	117	46.8	480,600	49,151		431,449
	中学卒	7	52.4	458,424	24,751		433,673
事務係員	820	36.0	309,054	32,084	276,970		
	大学卒	333	31.1	307,012	35,756		271,256
	短大卒	132	35.8	275,895	23,391		252,504
	高校卒	348	40.2	321,424	31,821		289,603
	中学卒	7	51.8	348,815	25,938		322,877
技術係員	803	33.2	327,292	41,234	286,058		
	大学卒	410	30.5	341,123	47,522		293,601
	短大卒	71	33.5	320,644	46,043		274,601
	高校卒	319	35.4	315,116	34,527		280,589
	中学卒	3	50.1	417,747	34,395		383,352

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	1	X	円 X	円 X	円 X	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	—
	工場長	4	54.5	570,233	—	570,233	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	53.0	457,036	—	457,036	
	中学卒	—	—	—	—	—	—
	事務部長	49	51.3	493,891	180	493,711	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	35	51.5	483,886	250	483,636	
短大卒	4	51.4	586,885	—	586,885		
高校卒	9	49.9	490,154	—	490,154		
中学卒	1	X	X	X	X	X	
技術部長	45	51.4	547,938	967	546,971	同 上	
大学卒	23	51.0	572,350	—	572,350		
短大卒	8	51.0	523,892	—	523,892		
高校卒	14	52.2	518,939	3,259	515,680		
中学卒	—	—	—	—	—	—	
事務部次長	7	49.7	463,405	1,141	462,264	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
大学卒	6	50.6	478,546	1,313	477,233		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	1	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技術部次長	22	53.3	517,436	17,924	499,512	同 上	
大学卒	6	52.8	541,265	28,181	513,084		
短大卒	4	55.7	505,508	2,823	502,685		
高校卒	12	52.8	509,384	17,783	491,601		
中学卒	—	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長	104	49.3	430,973	3,526	427,447	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長又は職能 資格等が前記課の 長と同等と認めら れる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	56	49.2	436,944	2,881	434,063	
	短 大 卒	7	44.0	367,637	8,534	359,103	
	高 校 卒	41	50.2	432,437	3,653	428,784	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長	126	46.5	467,204	10,712	456,492	同 上
	大 学 卒	62	45.6	477,790	12,598	465,192	
	短 大 卒	15	45.4	436,115	2,493	433,622	
	高 校 卒	48	47.8	463,869	11,189	452,680	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
関 係	事務課長代理	26	48.3	369,320	12,899	356,421	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者又は職能資格等 が前記課長代理と同等と 認められる課長代理及び 課長代理級専門職
	大 学 卒	11	46.0	371,468	25,159	346,309	
	短 大 卒	5	45.6	381,273	391	380,882	
	高 校 卒	10	52.4	361,131	4,439	356,692	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長代理	36	42.2	425,204	48,766	376,438	同 上
	大 学 卒	19	41.6	423,111	47,213	375,898	
	短 大 卒	5	41.8	447,006	57,060	389,946	
	高 校 卒	11	42.1	419,342	51,896	367,446	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
係 長	事務係長	119	44.4	368,783	43,341	325,442	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	63	42.1	399,026	49,767	349,259	
	短 大 卒	10	42.8	296,762	39,988	256,774	
	高 校 卒	45	47.6	343,767	35,860	307,907	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
種 別	技術係長	129	41.5	403,616	74,204	329,412	同 上
	大 学 卒	45	39.3	402,894	83,611	319,283	
	短 大 卒	12	41.3	456,587	109,388	347,199	
	高 校 卒	68	42.3	391,187	63,070	328,117	
	中 学 卒	4	52.6	459,440	48,596	410,844	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	職務上一般係員 より上位にある 主任者	
	96	41.4	319,849	33,191	286,658		
	大学卒	40	38.9	326,896	32,724		294,172
	短大卒	9	42.5	318,383	45,910		272,473
	高校卒	42	42.4	317,960	33,064		284,896
中学卒	5	52.1	276,322	12,789	263,533		
技術主任	67	39.6	366,886	68,079	298,807	同 上	
	大学卒	36	37.1	402,946	97,824		305,122
	短大卒	3	40.7	381,968	55,681		326,287
	高校卒	25	42.9	315,987	30,869		285,118
	中学卒	3	43.3	310,299	6,010		304,289
事務係員	592	36.1	274,681	31,282	243,399		
	大学卒	228	34.3	297,029	36,756	260,273	
	短大卒	84	36.0	262,291	26,324	235,967	
	高校卒	276	37.6	260,714	28,381	232,333	
	中学卒	4	37.1	210,401	19,705	190,696	
技術係員	498	35.1	345,752	76,806	268,946		
	大学卒	239	33.8	367,065	88,433	278,632	
	短大卒	61	34.9	349,782	80,988	268,794	
	高校卒	195	37.1	313,830	59,126	254,704	
	中学卒	3	28.5	345,655	53,300	292,355	

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
技 術	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
関 係	事務部長	6	52.0	563,472	—	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	52.8	544,945	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	
職 種	技術部長	12	53.3	545,341	200	同 上
	大学卒	7	54.3	566,354	69	
	短大卒	1	X	X	X	
	高校卒	4	51.3	557,585	—	
種	事務部次長	2	41.0	436,585	—	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	2	41.0	436,585	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
種	技術部次長	8	51.9	446,084	—	同 上
	大学卒	3	48.3	439,101	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	5	54.0	450,274	—	
種	中学卒	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	事務課長	23	45.7	389,148	6,166	382,982	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長又は職能 資格等が前記課の 長と同等と認めら れる課の長及び課 長級専門職
	大学卒	13	47.7	418,423	—	418,423	
	短大卒	2	40.0	279,212	518	278,694	
	高校卒	7	44.0	360,354	20,113	340,241	
	中学卒	1	X	X	X	X	
技術	技術課長	11	47.4	417,428	3,236	414,192	同 上
	大学卒	6	46.7	410,835	5,052	405,783	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	48.2	425,339	1,056	424,283	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術 関	事務課長代理	8	48.9	409,873	27,507	382,366	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者又は職能資格等 が前記課長代理と同等と 認められる課長代理及び 課長代理級専門職
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	6	49.3	419,738	36,676	383,062	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 種	技術課長代理	3	50.3	407,687	—	407,687	同 上
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	52.5	428,670	—	428,670	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 種	事務係長	55	41.7	354,121	11,711	342,410	係の長及び係長 級専門職
	大学卒	27	40.1	361,723	11,612	350,111	
	短大卒	6	40.2	357,240	19,302	337,938	
	高校卒	22	44.1	343,941	9,762	334,179	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 種	技術係長	13	41.5	404,813	47,101	357,712	同 上
	大学卒	4	44.5	465,115	89,033	376,082	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	8	40.4	379,396	32,023	347,373	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	職務上一般係員 より上位にある 主任者	
	48	39.2	313,483	37,042	276,441		
	大学卒	20	36.9	311,607	24,452		287,155
	短大卒	8	40.9	371,098	89,058		282,040
	高校卒	20	40.9	292,313	28,826		263,487
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	32	40.1	376,592	69,518	307,074	同 上	
	大学卒	16	39.4	391,727	76,045		315,682
	短大卒	3	38.0	383,029	77,748		305,281
	高校卒	13	41.3	356,478	59,585		296,893
	中学卒	—	—	—	—		—
事務係員	189	34.9	230,993	12,401	218,592		
	大学卒	66	32.4	254,822	9,524		245,298
	短大卒	41	34.0	233,723	18,885		214,838
	高校卒	81	37.5	209,549	11,617		197,932
	中学卒	1	X	X	X		X
技術係員	136	34.6	331,427	63,296	268,131		
	大学卒	32	33.9	333,303	67,603		265,700
	短大卒	10	35.8	328,207	53,586		274,621
	高校卒	92	34.6	331,357	62,641		268,716
	中学卒	2	42.5	319,582	72,378		247,204

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			(A)-(B)	備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)				
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	2	42.0	196,406	5,570	190,836	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。 免許者	
	自家用乗用自動車運転手	5	51.8	292,100	52,154	239,946		
	守 衛	13	53.3	360,690	48,505	312,185		
	用 務 員	4	46.3	366,497	29,339	337,158		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	役員を除く。	
	大 学 教 授	—	—	—	—	—		
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—		
	大 学 講 師	—	—	—	—	—		
	大 学 助 教	—	—	—	—	—		
	大 学 助 手	—	—	—	—	—		
職 種	高 等 学 校 校 長	2	61.5	594,927	—	594,927	同 上	
	高 等 学 校 教 頭	11	57.7	598,679	—	598,679		
	高 等 学 校 教 諭	101	42.0	446,350	634	445,716		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	2	55.7	582,989	—	582,989		
	研 究 室 (係) 長	1	X	X	X	X		
	主 任 研 究 員	11	37.8	410,966	29,128	381,838		
	研 究 員	19	29.4	328,067	47,428	280,639		
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X	{ 部下に医師又は歯科医師5人 以上(役員を除く。) 上記院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人 以上	
	副 院 長	8	56.6	1,626,371	—	1,626,371		
	医 科 長	7	48.0	1,454,804	103,286	1,351,518		
	医 師	23	45.2	1,028,278	79,256	949,022		
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X		
	療 関 係 職 種	薬 局 長	4	51.0	515,672	38,387	477,285	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	30	34.7	341,982	33,229	308,753	
		診 療 放 射 線 技 師	40	39.2	380,100	28,098	352,002	
		臨 床 検 査 技 師	43	36.0	328,586	19,131	309,455	
		栄 養 士	32	30.7	280,798	14,642	266,156	
		理 学 療 法 士	52	30.5	314,641	9,819	304,822	
種	作 業 療 法 士	34	30.6	304,508	8,562	295,946	{ 部下に看護師又は准看護師 5人以上	
	総 看 護 師 長	4	54.5	532,381	8,796	523,585		
	看 護 師 長	65	45.2	411,906	14,611	397,295		
	看 護 師	181	33.1	325,164	27,734	297,430		
准 看 護 師	69	48.0	322,413	29,535	292,878			

第15表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	25.8 %	— %	(97.3) %	(2.7) %	74.2 %	39.8 %	(8.4) %	(90.5) %	(1.1) %	60.2 %
	500人以上	31.0	—	(100.0)	—	69.0	65.8	(9.0)	(90.0)	(1.0)	34.2
	100人以上 500人未満	26.8	—	(93.8)	(6.2)	73.2	42.5	(7.9)	(90.8)	(1.3)	57.5
	100人未満	14.2	—	(100.0)	—	85.8	25.0	(8.9)	(90.2)	(0.9)	75.0
高 校 卒	計	22.8	(1.7)	(95.3)	(3.0)	77.2	15.2	(8.5)	(90.1)	(1.4)	84.8
	500人以上	27.4	(3.6)	(96.4)	—	72.6	20.6	(6.1)	(93.9)	—	79.4
	100人以上 500人未満	21.0	—	(92.1)	(7.9)	79.0	16.5	(8.5)	(90.6)	(0.9)	83.5
	100人未満	17.8	—	(100.0)	—	82.2	11.2	(10.4)	(86.1)	(3.5)	88.8

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	13,215円		14,747円	
配偶者と子1人	19,614円	(6,399円)	20,695円	(5,948円)
配偶者と子2人	25,181円	(5,567円)	25,970円	(5,275円)

(注) 1. 支給月額は、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を扶養家族の構成に応じて累計したものである。

2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

3. 扶養（家族）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 住居（住宅）手当の支給状況

項 目		事 業 所 の 割 合	
		三 重 県	全 国
支 給 の 有 無	支 給	51.8 %	48.9 %
	非 支 給	48.2	51.1
借家・借間居住者に対する住居（住宅）		27,000円以上	27,000円以上
手当月額の最高支給額の中位階層		28,000円未満	28,000円未満

備 考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第18表 特別給の支給状況

項目		区 分	三 重 県	全 国	
				事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均給与 月額	下半期 (A1)		332,855 円	376,352 円	273,679 円
	上半期 (A2)		334,640	376,660	274,307
特別給の 支給額	下半期 (B1)		646,624 円	732,035 円	469,082 円
	上半期 (B2)		674,647	757,639	472,852
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)		1.94 月分	1.95 月分	1.71 月分
	上半期 (B2/A2)		2.02	2.01	1.72
年間の平均			3.96 月分	3.95 月分	

(注) 下半期は平成24年8月から平成25年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 雇用調整の実施状況

項 目	実 施 事 業 所 の 割 合	
	三 重 県	全 国
採用の停止・抑制	12.9%	9.9%
転籍	2.3	1.8
希望退職者の募集	1.5	1.9
正社員への解雇	0.7	0.7
部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.3	3.0
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	5.1	1.9
残業の規制	9.5	6.7
一時帰休・休業	0.9	2.5
ワークシェアリング	—	0.1
賃金カット	3.4	2.7
計	27.8	19.2

(注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。
2 項目については、複数回答である。

第20表 給与改定の状況

項目	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース慣行 なし
係員	6.5%	18.6%	—%	74.9%	13.1%	12.9%	0.5%	73.5%
課長級	5.4	14.5	—	80.1	11.8	12.2	0.5	75.5

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第21表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三重 県	係 員	84.6 %	79.8 %	18.8 %	9.7 %	51.3 %	4.8 %	15.4 %
	課 長 級	73.6	68.4	14.6	11.9	41.9	5.2	26.4
全 国	係 員	84.2	79.8	22.2	7.8	49.8	4.4	15.8
	課 長 級	77.5	72.9	19.7	7.7	45.5	4.6	22.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第22表 定期昇給制度の状況

役職 段階	項目	三 重 県					全 国				
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
係 員	計	89.5 %	45.9 %	85.2 %	46.2 %	10.5 %	87.7 %	37.2 %	72.2 %	38.3 %	12.3 %
	500人以上	86.5	50.8	86.8	55.1	13.5	92.9	34.7	80.7	54.4	7.1
	100人以上 500人未満	94.2	49.2	81.2	44.6	5.8	91.0	42.0	72.7	39.9	9.0
	100人未満	85.8	29.6	91.2	33.2	14.2	80.4	30.8	67.8	28.7	19.6
課 長 級	計	81.6	37.1	84.7	47.4	18.4	82.2	30.4	68.9	34.4	17.8
	500人以上	71.6	31.0	83.0	58.2	28.4	79.6	21.8	69.7	44.3	20.4
	100人以上 500人未満	86.9	45.7	82.6	46.7	13.1	85.4	34.5	69.7	35.7	14.6
	100人未満	88.9	29.6	91.2	33.2	11.1	78.0	27.6	67.3	27.6	22.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
			一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三重県	規模計	50.5 %	49.5 %	52.3 %	47.7 %	62.0 %	38.0 %	
	500人以上	46.3	53.7	46.5	53.5	60.6	39.4	
	100人以上 500人未満	50.7	49.3	52.3	47.7	60.9	39.1	
	100人未満	61.4	38.6	66.2	33.8	70.2	29.8	
全国	規模計	48.6	51.4	49.4	50.6	53.9	46.1	
	500人以上	43.0	57.0	44.0	56.0	53.8	46.2	
	100人以上 500人未満	51.8	48.2	52.0	48.0	56.2	43.8	
	100人未満	46.0	54.0	47.6	52.4	50.1	49.9	

Ⅲ 公民比較関係資料

第24表 公民給与の較差

区 分	金 額 等
県内民間従業員の給与（A）	392,856 円
職員（行政職）の給与（B）	392,707 円
較 差 （A）－（B）	149 円（0.04%）

（注）1. 民間従業員及び職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2. 「県内民間従業員の給与（A）」欄の金額は、「きまって支給する給与」から通勤手当及び時間外手当を除いたものを職員の人員構成に合わせて加重平均したものであり、「職員（行政職）の給与（B）」欄の金額は、給与のうち、通勤手当及び時間外勤務手当等を除いたものである。

参考2 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	/	
8 級	事務課長・技術課長		
7 級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6 級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5 級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4 級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3 級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2 級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1 級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

（注）係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

IV 生計費関係資料

平成 25 年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費 I	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成 25 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成 25 年 4 月の全国の各費目別標準生計費（平成 21 年の「全国消費実態調査」（総務省）の 18 歳～24 歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 24 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成されている標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成25年4月)

その1 津市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,400 円	27,910 円	39,440 円	50,960 円	62,480 円
住居関係費	42,780	45,120	40,640	36,160	31,680
被服・履物費	4,380	4,370	7,580	10,800	14,010
雑費 I	27,250	47,370	60,530	73,680	86,840
雑費 II	18,480	52,190	55,400	58,600	61,810
計	117,290	176,960	203,590	230,200	256,820

その2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,470 円	30,270 円	42,780 円	55,270 円	67,760 円
住居関係費	49,860	52,580	47,360	42,150	36,930
被服・履物費	4,410	4,390	7,630	10,860	14,100
雑費 I	29,140	50,650	64,720	78,780	92,850
雑費 II	10,920	30,830	32,730	34,620	36,510
計	120,800	168,720	195,220	221,680	248,150

参考3 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.412	0.582	0.752	0.921
住居関係費	0.976	0.879	0.782	0.686
被服・履物費	0.294	0.511	0.728	0.945
雑費 I	0.353	0.452	0.550	0.648
雑費 II	0.433	0.459	0.486	0.512

V 労働経済

第26表 労働経済指標

項目			年月	平成24年 4月	5月	6月	7月	8月	
賃金・時間 (毎月勤労統計調査地方調査)	きまって支給する給与	金額		282,988円	280,424	284,283	283,492	279,431	
		前月年比		2.4%	1.7	1.0	0.9	△1.6	
	〔調査〕 産業計	うち調査業計 所定内給与	金額	251,941円	251,512	255,464	254,195	250,865	
		うち一般労働者 給与	金額	302,926円	301,190	305,941	305,809	301,676	
		うち所定外給与	金額	31,047円	28,912	28,819	29,297	28,566	
	総実労働時間数	時間数		155.8時間	148.3	158.9	155.8	148.1	
〔調査〕 産業計	うち所定外 労働時間数	時間数	16.0時間	14.9	15.4	15.8	14.4		
生計費支出 (家調査)	消費帯	全 世帯	全 国 (総務省統計局)	金額 前月年比	301,948円 3.2%	287,911 4.3	269,810 1.5	283,295 1.2	286,036 1.4
		津 市 帯 (戦略企画部統計課)	金額 前月年比	285,786円 △15.2%	289,945 △0.7	262,277 △0.3	259,186 △9.7	345,528 10.7	
	勤労者世帯	全 国 (総務省統計局)	金額 前月年比	339,069円 4.4%	304,653 1.2	292,937 2.4	312,592 1.0	310,643 0.5	
		津 市 帯 (戦略企画部統計課)	金額 前月年比	362,111円 △4.9%	303,892 △13.0	320,557 6.5	289,395 △4.2	451,282 36.1	
物価	消費者物価指数	全 国 (総務省統計局)	前月年比	0.4%	0.2	△0.2	△0.4	△0.4	
		津 市 (戦略企画部統計課)	前月年比	0.8%	0.3	0.0	△0.4	△0.3	
	国内企業物価指数 (日本銀行)	前月年比	△0.7%	△0.9	△1.5	△2.3	△2.0		
雇用	有効求人率	全 国 (厚生労働省)		0.79倍	0.80	0.81	0.81	0.81	
	〔季節調整値〕	三 重 県 (三重労働局)		0.90倍	0.92	0.93	0.92	0.91	
	完全失業率 (季節調整値)	全 国 (総務省統計局)		4.5%	4.4	4.3	4.3	4.2	

- (注) 1. 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。
2. 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。
3. 「生計費」欄は、農林漁家世帯を含む数値である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	平成25年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
283,039	279,857	282,337	279,552	279,095	282,416	284,535	285,184	283,302	284,222
△ 0.3	△ 1.7	△ 1.4	△ 2.8	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.3	0.8	1.0	0.0
254,511	252,532	254,720	252,548	252,867	252,538	256,179	255,711	254,455	254,697
305,087	305,231	305,721	303,410	303,569	301,910	306,852	305,298	303,746	304,114
28,528	27,325	27,617	27,004	26,228	29,878	28,356	29,473	28,847	29,525
152.9	154.2	158.4	149.8	141.1	151.5	151.0	157.5	150.1	155.4
14.6	14.0	14.1	14.0	13.4	14.2	14.9	15.4	14.5	15.1
266,705	284,238	273,772	325,492	288,934	268,099	316,166	304,382	282,366	269,418
△ 1.2	△ 0.5	0.1	△ 0.8	2.1	0.1	4.1	0.8	△ 1.9	△ 0.1
250,966	309,729	240,443	321,928	271,593	283,247	293,361	299,621	283,929	242,119
△ 20.3	△ 3.1	△ 11.5	0.7	△ 4.4	△ 0.3	△ 2.4	4.8	△ 2.1	△ 7.7
299,821	315,161	300,181	359,482	321,065	298,682	350,957	340,423	307,926	296,512
0.3	0.3	1.7	2.1	3.8	2.0	6.5	0.4	1.1	1.2
291,034	402,017	260,431	370,440	289,510	370,612	329,666	367,268	324,918	267,405
△ 7.4	13.8	△ 12.2	3.4	△ 2.2	2.4	△ 13.9	1.4	6.9	△ 16.6
△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.3	0.2
△ 0.4	△ 0.2	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.2	0.3
△ 1.5	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5	0.1	0.5	1.2
0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89	0.90	0.92
0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.90	0.93	1.02	1.04
4.3	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	3.9

VI 経 年 統

第 27 表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		年	平成 16 年	17	18	19
知 事 部 局	行 政 職		3,837 (4)	3,831 (4)	3,757 (3)	3,709 (3)
	教 育 職		49	46	43	40
	研 究 職		180	179	180	179
	医 療 職 (一)		26	31	41	39
	医 療 職 (二)		206 (1)	204 (2)	203 (1)	201
	医 療 職 (三)		139	132	138	127
	特 定 任 期 付 職 員		—	—	—	—
	第 1 号 任 期 付 研 究 員		2	1	—	1
	小 計		4,439 (5)	4,424 (6)	4,362 (4)	4,296 (3)
警 察	行 政 職		351	357 (1)	356	349
	公 安 職		2,784	2,818	2,872	2,920
	研 究 職		14	14	15	15
	小 計		3,149	3,189 (1)	3,243	3,284
各 種 委 員 会 局 各 事 務	行 政 職		458 (2)	456 (2)	442	436
	研 究 職		11	10	10	12
	小 計		469 (2)	466 (2)	452	448
県 立 学 校 市 町 立 学 校	高 校 等 教 育 職		4,001 (11)	3,947 (18)	3,916 (11)	3,886 (15)
	中 小 校 教 育 職		9,547 (2)	9,532 (2)	9,541	9,566 (1)
	行 政 職		878 (1)	887 (2)	867 (1)	860 (1)
	学 校 栄 養 職 員		129	122	114	74 (1)
	小 計		14,555 (14)	14,488 (22)	14,438 (12)	14,386 (18)
計			22,612 (21)	22,567 (31)	22,495 (16)	22,414 (21)

企 業 庁	行 政 職	262 (1)	265 (2)	266 (1)	263
-------	-------	---------	---------	---------	-----

病 院 事 業 庁	行 政 職	83	89	92 (2)	93 (1)
	医 療 職 (一)	116	124	124	125
	医 療 職 (二)	122 (1)	121 (1)	121 (1)	123
	医 療 職 (三)	632	627 (2)	625 (1)	606 (1)

知 事 部 局 等	現 業 職 員	493 (14)	480 (36)	464 (27)	430 (11)
-----------	---------	----------	----------	----------	----------

企 業 庁	現 業 職 員	8	7 (1)	7 (1)	6 (2)
-------	---------	---	-------	-------	-------

病 院 事 業 庁	現 業 職 員	49	46 (2)	39 (1)	36
-----------	---------	----	--------	--------	----

合 計		24,377 (37)	24,326 (75)	24,233 (50)	24,096 (36)
-----	--	-------------	-------------	-------------	-------------

(注) 1. 教育職給料表は、三重県立看護大学の独立行政法人化により適用職員がいなくなったため、平成21年4月に廃止された。(第28表において同じ。)

2. () は、内数で再任用職員の数である。

計 資 料

(単位：人)

2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
3,675 (2)	3,555 (6)	3,512 (4)	3,479 (2)	3,507 (5)	3,496 (17)
45	—	—	—	—	—
191 (1)	188	189	197	203	202 (1)
35	41	41	37	39	40
197 (1)	200 (1)	181 (1)	184 (3)	194 (3)	183 (1)
131	125	123	127	129	126
—	—	—	1	1	1
1	1	1	—	—	—
4,275 (4)	4,110 (7)	4,047 (5)	4,025 (5)	4,073 (8)	4,048 (19)
346 (1)	351	342	334	342	335
2,983 (1)	2,978 (1)	2,976 (2)	2,992 (2)	2,997 (1)	2,999 (1)
15	16	15	16	14	16
3,344 (2)	3,345 (1)	3,333 (2)	3,342 (2)	3,353 (1)	3,350 (1)
390	397	364	358	344	342 (1)
—	—	—	—	—	—
390	397	364	358	344	342 (1)
3,793 (25)	3,736 (32)	3,702 (44)	3,702 (60)	3,680 (48)	3,663 (53)
9,437 (3)	9,332 (4)	9,226 (5)	9,154 (7)	9,048 (8)	8,915 (5)
844 (3)	839 (3)	811 (4)	791 (6)	791 (7)	785 (16)
38 (1)	21 (1)	13 (1)	10 (1)	3	3
14,112 (32)	13,928 (40)	13,752 (54)	13,657 (74)	13,522 (63)	13,366 (74)
22,121 (38)	21,780 (48)	21,496 (61)	21,382 (81)	21,292 (72)	21,106 (95)
258 (1)	252 (7)	245 (7)	232 (4)	226 (2)	224 (4)
88	90 (1)	94 (1)	101	45	43
137	137	134	127	21	21
124	124	121	124	28	27
605 (1)	612 (2)	614 (3)	639 (2)	172 (2)	161 (3)
414 (24)	394 (24)	389 (29)	383 (30)	371 (19)	367 (20)
5 (3)	4 (2)	3 (1)	3 (1)	2	2
37	34 (1)	32 (1)	25 (1)	11	11
23,789 (67)	23,427 (85)	23,128 (103)	23,016 (119)	22,168 (95)	21,962 (122)

第28表 給料表別職員数、平均給料、平均年齢及び平均経験年数の状況

区 分		年	平成16年		17		18		19	
				再任用職員 を 除 く						
行 政 職	一 般	職 員 数	4,646	4,640	4,644	4,637	4,555	4,552	4,494	4,491
		平 均 給 料	355,659	355,771	359,292	359,432	358,089	358,155	355,247	355,312
		平 均 年 齢	41.2	41.2	41.6	41.5	42.0	42.0	42.3	42.3
		平 均 経 験 年 数	19.8	19.8	20.2	20.2	20.6	20.6	20.9	20.9
	県立学校 市町立 学 校	職 員 数	878	877	887	885	867	866	860	859
		平 均 給 料	350,732	350,825	352,366	352,574	354,344	354,505	352,214	352,323
		平 均 年 齢	41.9	41.9	42.2	42.1	42.9	42.9	43.4	43.4
	計	平 均 経 験 年 数	21.2	21.2	21.5	21.4	22.2	22.2	22.6	22.6
		職 員 数	5,524	5,517	5,531	5,522	5,422	5,418	5,354	5,350
		平 均 給 料	354,876	354,985	358,181	358,333	357,490	357,571	354,760	354,832
平 均 年 齢		41.3	41.3	41.7	41.6	42.1	42.1	42.5	42.5	
公 安 職	平 均 経 験 年 数	20.1	20.0	20.4	20.4	20.8	20.8	21.2	21.2	
	職 員 数	2,784	2,784	2,818	2,818	2,872	2,872	2,920	2,920	
	平 均 給 料	362,326	362,326	359,754	359,754	352,906	352,906	344,406	344,406	
	平 均 年 齢	41.2	41.2	41.0	41.0	40.6	40.6	40.1	40.1	
教 育 職	平 均 経 験 年 数	20.9	20.9	20.8	20.8	20.3	20.3	19.7	19.7	
	職 員 数	49	49	46	46	43	43	40	40	
	平 均 給 料	444,284	444,284	436,732	436,732	435,717	435,717	409,038	409,038	
	平 均 年 齢	47.2	47.2	46.3	46.3	46.6	46.6	44.2	44.2	
研 究 職	平 均 経 験 年 数	24.5	24.5	23.2	23.2	22.8	22.8	21.8	21.8	
	職 員 数	205	205	203	203	205	205	206	206	
	平 均 給 料	392,224	392,224	397,873	397,873	397,361	397,361	392,899	392,899	
	平 均 年 齢	41.1	41.1	41.5	41.5	41.9	41.9	42.2	42.2	
医 療 職 (一)	平 均 経 験 年 数	18.1	18.1	18.5	18.5	19.0	19.0	19.2	19.2	
	職 員 数	26	26	31	31	41	41	39	39	
	平 均 給 料	486,215	486,215	459,110	459,110	432,585	432,585	421,479	421,479	
	平 均 年 齢	43.8	43.8	42.3	42.3	39.6	39.6	39.7	39.7	
医 療 職 (二)	平 均 経 験 年 数	19.3	19.3	17.0	17.0	14.6	14.6	14.8	14.8	
	職 員 数	206	205	204	202	203	202	201	201	
	平 均 給 料	392,440	392,886	401,630	402,627	398,276	398,826	391,236	391,236	
	平 均 年 齢	43.3	43.2	44.3	44.1	44.4	44.3	44.1	44.1	
医 療 職 (三)	平 均 経 験 年 数	20.5	20.4	21.4	21.3	21.4	21.4	21.1	21.1	
	職 員 数	139	139	132	132	138	138	127	127	
	平 均 給 料	363,528	363,528	372,855	372,855	370,138	370,138	369,566	369,566	
	平 均 年 齢	41.4	41.4	42.3	42.3	42.6	42.6	43.1	43.1	
高 校 等 教 育 職	平 均 経 験 年 数	18.7	18.7	19.6	19.6	19.8	19.8	20.3	20.3	
	職 員 数	4,001	3,990	3,947	3,929	3,916	3,905	3,886	3,871	
	平 均 給 料	404,401	404,767	408,774	409,355	409,987	410,335	406,665	407,127	
	平 均 年 齢	43.0	43.0	43.4	43.3	43.8	43.8	44.2	44.1	
中 小 校 教 育 職	平 均 経 験 年 数	20.5	20.4	20.9	20.8	21.2	21.2	21.6	21.5	
	職 員 数	9,547	9,545	9,532	9,530	9,541	9,541	9,566	9,565	
	平 均 給 料	406,746	406,770	409,009	409,034	407,421	407,421	402,172	402,184	
	平 均 年 齢	43.4	43.4	43.7	43.7	43.9	43.9	44.2	44.2	
学 校 栄 養 職 員	平 均 経 験 年 数	21.1	21.1	21.4	21.4	21.7	21.7	21.8	21.8	
	職 員 数	129	129	122	122	114	114	74	73	
	平 均 給 料	339,478	339,478	339,685	339,685	337,656	337,656	330,326	330,915	
	平 均 年 齢	40.5	40.5	40.7	40.7	41.0	41.0	41.2	40.9	
学 校 栄 養 職 員	平 均 経 験 年 数	19.7	19.7	19.9	19.9	20.2	20.2	20.3	20.0	

[単位： 職員数 人・平均給料 円
平均年齢 歳・平均経験年数 年]

20		21		22		23		24		25	
	再任用職員 を 除 く										
4,411	4,408	4,303	4,297	4,218	4,214	4,171	4,169	4,193	4,188	4,173	4,155
354,192	354,256	352,868	352,999	351,201	351,288	350,810	350,854	350,903	351,014	350,388	350,786
42.4	42.4	42.5	42.5	42.5	42.5	42.7	42.7	42.9	42.8	43.0	42.9
21.0	21.0	21.0	21.0	20.9	20.9	21.1	21.1	21.3	21.2	21.3	21.3
844	841	839	836	811	807	791	785	791	784	785	769
355,273	355,669	354,570	354,913	354,919	355,449	351,548	352,315	349,009	349,874	342,707	344,634
44.1	44.1	44.4	44.3	44.8	44.7	44.9	44.8	45.0	44.8	44.6	44.3
23.4	23.3	23.6	23.5	24.0	23.9	24.1	24.0	23.8	24.0	23.8	23.5
5,255	5,249	5,142	5,133	5,029	5,021	4,962	4,954	4,984	4,972	4,958	4,924
354,365	354,483	353,145	353,311	351,800	351,957	350,928	351,086	350,603	350,834	349,172	349,825
42.7	42.7	42.8	42.8	42.8	42.8	43.1	43.0	43.2	43.2	43.2	43.1
21.4	21.4	21.5	21.4	21.4	21.4	21.6	21.6	21.7	21.7	21.7	21.6
2,983	2,982	2,978	2,977	2,976	2,974	2,992	2,990	2,997	2,996	2,999	2,998
337,317	337,326	334,064	334,078	330,519	330,539	328,034	328,033	327,069	327,062	325,458	325,450
39.3	39.3	39.0	39.0	38.7	38.7	38.5	38.5	38.5	38.5	38.2	38.2
18.7	18.7	18.4	18.4	18.0	18.0	17.7	17.7	17.7	17.7	17.3	17.3
45	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
409,592	409,592	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43.8	43.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20.4	20.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
206	205	204	204	204	204	213	213	217	217	218	217
385,017	385,487	384,079	384,079	376,422	376,422	376,788	376,788	374,685	374,685	376,526	376,934
41.6	41.6	41.6	41.6	40.9	40.9	41.3	41.3	41.2	41.2	41.5	41.4
18.5	18.5	18.5	18.5	17.8	17.8	18.1	18.1	18.0	18.0	18.3	18.3
35	35	41	41	41	41	37	37	39	39	40	40
427,049	427,049	434,990	434,990	430,929	430,929	432,070	432,070	433,208	433,208	439,310	439,310
40.4	40.4	41.0	41.0	40.7	40.7	41.4	41.4	40.9	40.9	41.3	41.3
15.7	15.7	16.3	16.3	15.8	15.8	16.1	16.1	15.7	15.7	16.1	16.1
197	196	200	199	181	180	184	181	194	191	183	182
384,335	384,830	374,728	375,167	371,212	371,678	367,677	369,019	357,608	358,726	362,339	362,756
43.8	43.7	43.1	43.0	43.0	42.9	43.3	43.0	42.3	42.0	42.5	42.4
20.7	20.6	19.9	19.8	19.6	19.5	19.8	19.6	18.7	18.4	18.9	18.8
131	131	125	125	123	123	127	127	129	129	126	126
369,227	369,227	378,520	378,520	373,528	373,528	366,918	366,918	365,015	365,015	364,606	364,606
43.5	43.5	45.0	45.0	44.6	44.6	44.1	44.1	44.3	44.3	44.4	44.4
20.8	20.8	22.3	22.3	22.0	22.0	21.5	21.5	21.5	21.5	21.6	21.6
3,793	3,768	3,736	3,704	3,702	3,658	3,702	3,642	3,680	3,632	3,663	3,610
407,292	408,103	406,901	407,956	404,634	406,059	399,014	400,916	397,079	398,579	395,124	396,770
44.7	44.6	45.0	44.9	45.2	45.0	45.1	44.8	45.0	44.8	44.9	44.7
22.1	22.0	22.4	22.3	22.6	22.4	22.4	22.2	22.3	22.1	22.2	22.0
9,437	9,434	9,332	9,328	9,226	9,221	9,154	9,147	9,048	9,040	8,915	8,910
399,454	399,490	396,128	396,175	392,721	392,775	387,864	387,942	385,282	385,370	382,484	382,538
44.3	44.3	44.4	44.4	44.4	44.4	44.3	44.3	44.3	44.3	44.1	44.1
21.8	21.8	22.0	22.0	22.1	22.1	22.0	21.9	22.1	22.1	21.7	21.7
38	37	21	20	13	12	10	9	3	3	3	3
337,921	339,289	376,276	380,725	359,685	365,717	359,345	367,417	409,283	409,283	374,200	374,200
42.4	41.9	48.9	48.3	48.3	47.2	49.4	47.9	54.0	54.0	49.7	49.7
21.7	21.2	28.2	27.5	27.6	26.3	28.7	27.0	33.7	33.7	28.7	28.7

区 分	年	平成16年		17		18		19	
			再任用職員 を 除 く						
特定任期付 職 員	職 員 数	—	—	—	—	—	—	—	—
	平 均 給 料	—	—	—	—	—	—	—	—
	平 均 年 齢	—	—	—	—	—	—	—	—
	平 均 経 験 年 数	—	—	—	—	—	—	—	—
第 1 号 任 期 付 研 究 員	職 員 数	2	2	1	1	—	—	1	1
	平 均 給 料	653,000	653,000	653,000	653,000	—	—	610,000	610,000
	平 均 年 齢	61.5	61.5	61.0	61.0	—	—	58.0	58.0
	平 均 経 験 年 数	—	—	—	—	—	—	—	—
計	職 員 数	22,612	22,591	22,567	22,536	22,495	22,479	22,414	22,393
	平 均 給 料	387,474	387,579	389,743	389,895	388,216	388,296	383,550	383,645
	平 均 年 齢	42.5	42.5	42.8	42.7	43.0	43.0	43.2	43.2
	平 均 経 験 年 数	20.7	20.6	20.9	20.9	21.2	21.1	21.3	21.3

行 政 職	企業庁	職 員 数	262	261	265	263	266	265	263	263
		平 均 給 料	334,078	334,393	337,477	338,129	339,874	340,180	336,644	336,644
		平 均 年 齢	39.6	39.6	39.9	39.7	40.4	40.3	40.6	40.6
		平 均 経 験 年 数	19.3	19.2	19.4	19.2	19.9	19.8	20.0	20.0
医療職（一）	病 院 事 業 庁	職 員 数	83	83	89	89	92	90	93	92
		平 均 給 料	340,833	340,833	341,225	341,225	331,803	333,421	321,858	322,541
		平 均 年 齢	40.2	40.2	40.2	40.2	40.4	39.9	39.4	39.2
		平 均 経 験 年 数	18.5	18.5	18.8	18.8	18.5	18.2	17.0	17.2
医療職（二）	病 院 事 業 庁	職 員 数	116	116	124	124	124	124	125	125
		平 均 給 料	433,652	433,652	412,752	412,752	416,379	416,379	403,523	403,523
		平 均 年 齢	40.0	40.0	38.5	38.5	39.2	39.2	38.7	38.7
		平 均 経 験 年 数	16.1	16.1	14.6	14.6	15.3	15.3	15.0	15.0
医療職（三）	病 院 事 業 庁	職 員 数	122	121	121	120	121	120	123	123
		平 均 給 料	324,997	325,195	329,808	330,048	327,940	328,279	320,793	320,793
		平 均 年 齢	37.3	37.2	37.6	37.4	37.8	37.6	37.6	37.6
		平 均 経 験 年 数	15.3	15.1	15.6	15.4	15.8	15.6	15.5	15.5
医療職（三）	病 院 事 業 庁	職 員 数	632	632	627	625	625	624	606	605
		平 均 給 料	300,198	300,198	300,323	300,349	300,982	300,992	298,429	298,481
		平 均 年 齢	35.1	35.1	35.3	35.3	35.9	35.8	36.0	36.0
		平 均 経 験 年 数	12.7	12.7	12.8	12.7	13.2	13.2	13.3	13.4

現 業 職 員	知事部 局 等	職 員 数	493	479	480	444	464	437	430	419
		平 均 給 料	347,610	350,414	343,890	351,365	347,260	353,603	347,161	349,854
		平 均 年 齢	45.4	44.9	45.9	44.8	46.2	45.3	46.0	45.6
		平 均 経 験 年 数	26.1	25.6	26.6	25.4	26.8	25.9	26.4	26.1
	企業庁	職 員 数	8	8	7	6	7	6	6	4
		平 均 給 料	406,250	406,250	381,643	403,300	370,271	391,217	330,117	372,875
		平 均 年 齢	52.8	52.8	52.9	51.7	52.4	51.0	52.0	48.0
		平 均 経 験 年 数	34.5	34.5	35.0	33.3	32.6	32.5	33.5	29.3
	病 院 事 業 庁	職 員 数	49	49	46	44	39	38	36	36
		平 均 給 料	352,814	352,814	344,500	348,718	338,392	340,861	338,219	338,219
		平 均 年 齢	45.5	45.5	45.2	44.5	43.8	43.4	43.9	43.9
		平 均 経 験 年 数	25.1	25.1	24.9	24.0	23.9	23.4	23.9	23.9

総 計	職 員 数	24,377	24,340	24,326	24,251	24,233	24,183	24,096	24,060
	平 均 給 料	383,516	383,695	385,518	385,891	384,195	384,457	379,712	379,880
	平 均 年 齢	42.3	42.3	42.6	42.5	42.8	42.8	43.0	43.0
	平 均 経 験 年 数	20.5	20.5	20.8	20.7	21.0	20.9	21.1	21.1

20		21		22		23		24		25	
	再任用職員 を 除く										
—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1
—	—	—	—	—	—	621,000	621,000	620,000	620,000	620,000	620,000
—	—	—	—	—	—	62.0	62.0	63.0	63.0	64.0	64.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	—	—	—	—	—	—
59.0	59.0	60.0	60.0	61.0	61.0	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22,121	22,083	21,780	21,732	21,496	21,435	21,382	21,301	21,292	21,220	21,106	21,011
381,228	381,400	378,996	379,213	376,205	376,470	372,517	372,860	370,629	370,936	368,524	368,953
43.3	43.2	43.4	43.3	43.3	43.3	43.3	43.2	43.3	43.2	43.2	43.1
21.3	21.2	21.4	21.4	21.4	21.3	21.3	21.2	21.3	21.3	21.1	21.0

258	257	252	245	245	238	232	228	226	224	224	220
337,664	337,970	332,110	334,199	335,251	337,493	334,050	335,374	337,342	338,047	337,042	338,472
40.7	40.7	40.8	40.3	41.3	40.8	41.0	40.7	41.1	41.0	41.2	40.9
20.2	20.1	20.2	19.6	20.7	20.1	20.2	19.8	20.1	19.9	20.1	19.7
88	88	90	89	94	93	101	101	45	45	43	43
332,131	332,131	326,217	326,972	330,440	331,209	335,875	335,875	342,043	342,043	347,046	347,046
40.2	40.2	40.0	39.8	40.4	40.2	40.8	40.8	42.2	42.2	42.6	42.6
18.2	18.2	17.8	17.7	18.2	18.0	18.4	18.4	19.4	19.4	19.7	19.7
137	137	137	137	134	134	127	127	21	21	21	21
398,011	398,011	396,692	396,692	400,089	400,089	406,209	406,209	418,700	418,700	416,767	416,767
38.5	38.5	38.7	38.7	39.1	39.1	39.7	39.7	40.3	40.3	40.9	40.9
14.5	14.5	14.5	14.5	15.0	15.0	15.8	15.8	16.6	16.6	17.0	17.0
124	124	124	124	121	121	124	124	28	28	27	27
322,190	322,190	319,447	319,447	329,177	329,177	331,006	331,006	339,560	339,560	348,840	348,840
37.7	37.7	37.3	37.3	38.3	38.3	38.8	38.8	40.1	40.1	41.4	41.4
15.6	15.6	15.2	15.2	16.2	16.2	16.7	16.7	18.2	18.2	19.4	19.4
605	604	612	610	614	611	639	637	172	170	161	158
301,475	301,532	298,289	298,392	295,957	296,100	295,649	295,741	324,646	325,336	329,908	331,122
36.6	36.5	36.5	36.4	36.4	36.3	36.5	36.4	41.6	41.4	42.5	42.2
13.7	13.7	13.5	13.5	13.4	13.3	13.4	13.3	17.5	17.2	18.3	17.9

414	390	394	370	389	360	383	353	371	352	367	347
340,711	346,626	340,797	347,037	339,197	346,817	339,436	347,530	345,708	351,197	348,405	354,423
46.3	45.4	46.6	45.7	47.0	45.9	47.6	46.4	47.9	47.2	48.6	47.8
26.8	25.8	27.1	26.1	27.6	26.4	28.0	26.7	28.3	27.6	28.9	28.2
5	2	4	2	3	2	3	2	2	2	2	2
284,480	344,300	297,750	350,900	318,567	355,550	320,633	358,850	362,000	362,000	365,500	365,500
54.0	44.0	53.3	45.0	51.3	46.0	52.3	47.0	48.0	48.0	49.0	49.0
35.4	24.5	33.8	25.5	32.3	26.5	33.3	27.5	28.5	28.5	29.5	29.5
37	37	34	33	32	31	25	24	11	11	11	11
340,930	340,930	338,635	341,485	339,116	342,165	340,869	344,897	339,690	339,690	345,018	345,018
44.6	44.6	45.4	45.0	45.7	45.3	46.6	46.0	45.4	45.4	46.2	46.2
24.7	24.7	25.2	24.8	25.6	25.1	26.8	26.1	25.2	25.2	26.0	26.0

23,789	23,722	23,427	23,342	23,128	23,025	23,016	22,897	22,168	22,073	21,962	21,840
377,546	377,862	375,254	375,649	372,666	373,129	369,205	369,716	369,448	369,867	367,552	368,107
43.0	43.0	43.1	43.1	43.1	43.1	43.1	43.0	43.3	43.3	43.2	43.1
21.1	21.0	21.2	21.1	21.2	21.1	21.1	21.0	21.4	21.3	21.2	21.1